

滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成17年度 運用状況報告書

滋 賀 県

滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年 10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年 4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年 10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第 2 条第 1 項]

知事 議会 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会
監査委員 公安委員会 警察本部長 労働委員会 収用委員会
海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公営企業管理者
病院事業管理者 県が設立した地方独立行政法人

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第 2 条第 2 項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、県立近代美術館などの県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年 10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年 4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第 4 条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも

公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第 5 条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うこととしています。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、各振興局等（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島の県下 6 か所）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下 12 か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第 6 条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

（ア）個人に関する情報 [第 1 号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

（イ）法人等に関する情報 [第 2 号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

（ウ）公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第 3 号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（エ）法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第 4 号]

法令等の規定により非公開とされている情報

（オ）審議、検討または協議に関する情報 [第 5 号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

（カ）事務の円滑な実施を困難にする情報 [第 6 号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報など

カ 部分公開 [条例第 7 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第 8 条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第 6 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるものとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第 9 条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、

非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるかとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第10条・第11条・第12条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないとされています。また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」(条例第 12 条) の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 不服申立て [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各振興局等の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県が作成する刊行物の有償頒布を実施しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています(担当：総務部行政経営

改革室)。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。)の制定または改廃に係る案の策定(迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。)

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています(担当:総務部職員課)。

- (ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

- (イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」(平成 13 年 1 月 31 日制定)を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

- (ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人(に掲げる法人を除く。)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 152 条第 2 項に規定する法人に該当する法人

- (イ) 出資法人において実施する情報公開制度

出資法人の経営状況等に関する資料の公表

上記(ア)の または に該当するすべての出資法人が対象となっています。

出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度(文書公開制度)の実施

上記(ア)の に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および上記(ア)の に該当する法人が対象となっています。

平成17年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の状況

平成17年度における公文書公開請求件数は587件で、前年度の514件に比べて14.2%増加し、昭和63年度の制度開始以来、最多の請求件数となりました。

請求件数の増加から情報公開制度が県民等の皆さんの間で身近な制度となりつつあるものと思われまます。

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

区分	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナ (振興局等)	警察県民センタ (警察本部)	その他の機関	計
昭和63～平成15年度	1,544	373	55	116	2,088
平成16年度	230	171	65	48	514
平成17年度	323	197	28	39	587
計	2,097	741	148	203	3,189

注1 件数は、請求書一枚を1件としてカウントしたものの。

2 平成12年度までの件数は、請求と申出の合計となっている(以下同じ。「申出」とは、滋賀県公文書の公開等に関する条例(旧条例)下で定められていた県外在住者等の請求権者以外の者からのものをいう)。

(2) 公文書公開請求の請求者別内訳

平成17年度の公文書公開の請求者別の内訳は、表2のとおりです。

その内訳は、「県内、個人」が258件と最も多く、次に「県内、法人・その他の団体」が217件となっており、「個人」と「法人・その他の団体」を合わせた県内の請求者が全体の80.9%を占めています。

表2 公文書公開請求の請求者別内訳 上段：件数 下段：構成比

	県内	県外	計
個人	258	57	315
	53.5%	10.5%	64.0%
法人・その他の団体	217	55	272
	20.5%	15.5%	36.0%
計	475	112	587
	80.9%	19.1%	100%

(3) 公文書公開請求の実施機関別内訳

公文書公開請求のあった実施機関別内訳は表3のとおりです。

平成17年度における公文書公開請求の実施機関別内訳は、知事部局が506件で全体の77.1%を占めています。一方、議会や教育委員会などの知事部局以外の実施機関では、109件もの請求がありました。

知事部局の部局別（振興局等、地方機関分含む）で見ると、土木交通部が最も多い 271 件、次いで健康福祉部が 96 件、琵琶湖環境部が 59 件という状況でした。知事部局以外の実施機関で最も多かったのは教育委員会で、82 件もの請求がありました。

内容的には土木交通部の場合、工事成績評定表、建築計画概要書、道路供用開始図面、建設業許可台帳・申請書、その他工事に関する資料の請求が多数ありました。健康福祉部の場合、診療所の開設一覧表や社会福祉法人関係の請求が多数ありました。琵琶湖環境部の場合、産業廃棄物関連の請求が多数ありました。教育委員会に対する請求が大幅に増加しましたが、これは教員採用試験問題に係る請求が多数あったことによるものです。ただし、この試験問題については、年度途中で請求によらない情報提供に切り替えています。

表3 公文書公開請求の実施機関別内訳

左欄：件数 右欄：構成比

実施機関	昭和63～平成15年度		平成16年度		平成17年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
知事	1,830	86.8%	405	76.7%	506	77.1%	2,741	83.2%
政策調整部	49	2.3%	14	2.7%	20	3.0%	83	2.5%
総務部	313	14.8%	16	3.0%	20	3.0%	349	10.6%
県民文化生活部	209	9.9%	11	2.1%	10	1.5%	230	7.0%
琵琶湖環境部	363	17.2%	99	18.8%	59	9.0%	521	15.8%
健康福祉部	247	11.7%	64	12.1%	96	14.6%	407	12.4%
商工観光労働部	20	0.9%	1	0.2%	3	0.5%	24	0.7%
農政水産部	147	7.0%	23	4.4%	27	4.1%	197	6.0%
土木交通部	442	21.0%	176	33.3%	271	41.3%	889	27.0%
出納局	40	1.9%	1	0.2%	0	0.0%	41	1.2%
議会	31	1.5%	19	3.6%	12	1.8%	62	1.9%
教育委員会	110	5.2%	29	5.5%	82	12.5%	221	6.7%
選挙管理委員会	48	2.3%	7	1.3%	19	2.9%	74	2.2%
人事委員会	4	0.2%	0	0.0%	2	0.3%	6	0.2%
監査委員	17	0.8%	0	0.0%	3	0.5%	20	0.6%
公安委員会	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.0%
警察本部長	58	2.8%	65	12.3%	27	4.1%	150	4.6%
労働委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
収用委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
海区漁業調整委員会	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
内水面漁場管理委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
公営企業管理者	4	0.2%	3	0.6%	4	0.6%	11	0.3%
合計	2,109	100%	528	100%	656	100%	3,293	100%

注 1 件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が表1の公文書公開請求件数より多くなっている。各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。

(4) 公文書公開請求の決定状況

公文書の公開請求に対する決定状況は、表4のとおりです。

平成17年度における公文書公開請求の決定状況は、公開が251件、部分公開が197件、非公開（不存在を除く）が5件、不存在が19件、取下げが13件でした。

表4 公文書公開請求の決定状況

区分	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
昭和63～平成15年度	2,088	886	1,006	39	109	48
平成16年度	514	195	267	11	21	20
平成17年度	587	251	299	5	19	13
合計	3,189	1,332	1,572	55	149	81

(5) 非公開決定等の理由別内訳

平成17年度に部分公開・非公開（不存在を除く）決定を行った304件についての非公開理由は、個人に関する情報（条例第6条第1号該当）によるものが217件と最も多く、全体の半数近くを占めています。次いで、法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）が多く、個人に関する情報と合わせると、全体の約8割近くを占めています。

表5 非公開決定等の理由別内訳

上段：件数
下段：構成比

非公開理由	昭和63～平成12年度	平成13～平成16年度		平成17年度
		件数	構成比	
個人情報 (条例第6条第1号)	465 37.3%	505 55.1%	217 45.4%	
法人情報 (条例第6条第2号)	281 22.6%	265 28.9%	142 29.7%	
公共安全情報 (条例第6条第3号)	286 23.0%	32 3.5%	10 2.1%	
法令秘情報 (条例第6条第4号)	2 0.2%	3 0.3%	4 0.8%	
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	3 0.2%	11 1.2%	2 0.4%	
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	49 3.9%	101 11.0%	103 21.5%	
行政運営情報 (条例第6条第7号)	142 11.4%			
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	17 1.4%			
合計	1,245 100%	917 100%	478 100%	

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっている。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っている。

(6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う附属機関です。平成17年度は、計10回開催されました。

平成17年度は、不服申立てが過去最高の12件ありました。

平成17年度は、滋賀県情報公開審査会から答申を受けた4件について、答申を踏まえて実施機関が決定を行いました。

表6 不服申立て、審査会の審査および実施機関の処理の状況

年度	不服申立ての状況				
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数		
平成17年度	18	6	12	2	5

情報公開審査会									
諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中
	前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分妥当	一部取消し	取消し	却下	
11	6	5	0	4	1	3			7

実施機関の処理					
決定裁決	内訳				未処理(答申後)
	認容	一部認容	棄却	却下	
4		2	2		

表7 平成17年度の情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
29	「警察署捜査費関係文書」	警察本部長	審査請求 H16. 4.20	答申第24号 一部取消 H17.6.2	棄却 H17.7.7
		一部公開 H16. 3.29	諮問 H16. 5.31	開催回数7回 処理日数367日	
30	「県立高等学校長通勤届等 関係文書」	教育委員会	審査請求 H16. 9.22	答申第25号 原処分妥当 H17.9.26	棄却 H17.10.12
		非公開 H16. 8. 4	諮問 H16.10.18	開催回数6回 処理日数342日	
31	「産廃処理状況報告リスト 関係文書」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第26号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.4.4
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1	開催回数8回 処理日数490日	
32	「意見交換会録音テープ」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第27号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.3.24
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1	開催回数9回 処理日数490日	
33	「県立中学校出願者数総括 表関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		
34	「県立中学校入試合否判定 資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		

表 8 平成17年度の情報公開審査会答申の概要

<p>答申第 2 4 号 (諮問第 2 9 号)</p>	<p>件 名 「 警察署捜査費関係文書 」 の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 今津警察署の平成 14 年度金銭出納帳 (国費) 、平成 14 年度金銭出納帳 (県費)</p>	
<p>2 答申の骨子 (1) 結論 滋賀県警察本部長 (以下「実施機関」という。) は、本件審査請求の対象となった公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、次の各部分について、公開すべきである。 < 不開示とされた部分のうち開示すべき部分 > (ア) 今津警察署の平成 14 年度金銭出納帳 (国費) の総収入金額、総支払金額が記載されているページのうち 「前葉より繰越」の行の収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄 「4月分計」の行の支払金額欄 (イ) 今津警察署の平成 14 年度金銭出納帳 (県費) の総収入金額、総支払金額が記載されているページのうち 「前葉より繰越」の行の収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄 「(各)月分計」の行および次の「累計」の行の各欄 (年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄。取扱者・取扱補助者の印影を含む。) 「4月分計」の行の支払金額欄 (2) 判断理由 (1) 条例第 6 条第 1 号該当性について (ア) 本件対象文書の捜査費出納簿 (県費) に記載された摘要欄中の「警部補以下の警察官の氏名」は、正に特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。 (イ) 滋賀県警察職員の氏名について、人事異動の公表は「警部または同相当職以上の職員」の範囲について行われており、また、滋賀県職員録において掲載されている職員は警視あるいは警視相当職以上とされていることが認められる。このことから、「警部補以下の警察官の氏名」は「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」とは言えず、ただし書アには該当しない。 (2) 条例第 6 条第 3 号該当性について (ア) 捜査費の個別の執行内容に係るものについては、その中に、捜査活動と密接に関連していて、公にすると、犯罪の予防および捜査に支障を及ぼすおそれがあると思われるものが記録されており、実施機関がそのおそれがあると判断することには合理性があるものと考えられる。 (イ) 頁行頭の「前葉より繰越」の行における収入金額、支払金額および差引残高の各欄については、公にすると犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断することに相当の理由があるものと思われず、本号に該当しないものと判断する。 (ウ) 捜査費出納簿 (県費) には、摘要欄に「月分計」および「累計」と記載された連続する二つの行があり、収入金額、支払金額および差引残高の各欄に、「月分計」の行については、今津警察署における月別の交付額および執行額が、「累計」の行にはその累計と差引残高が記録されている。また、行の左右には、それぞれ、取扱者および取扱補助者の印影が記録されている。 これらの情報について、諮問実施機関は、月別の交付額や執行額あるいはこれらを合算した累計は、いずれも捜査活動に密接に関連していること、また、月計等を明らかにすると行数から執行件数が判明し、その多寡が捜査活動の活発さを示すことから、公にすると犯罪の捜査に支障を及ぼすと主張し、これについては、確かに、捜査活動の活発さが明らかになる場合があることが認められる。 しかしながら、非公開情報の該当性の判断に当たっては、基本的に、対象文書に即して、具体的に判断されるべきものと考えられ、今回の対象公文書に即して、「犯罪の捜査や予防に支障を及ぼすおそれ」について検討した場合、月別の合計金額や執行件数が公開されることによる具体的な「おそれ」は想定しがたく、また、諮問実施機関からも「おそれ」の発生について納得できるまでの説</p>	

明は得られず、おそれがあるとの判断が、許容される合理性の限度内のものであると認めるには足りないものと判断する。

なお、取扱者および取扱補助者の印影については、「警部または同相当職以上の職員」のものであり、「4月分計」および「累計」におけるものについては、今回公開とされており、公開されて問題ないものと判断される。

(エ) 捜査費出納簿（国費および県費）の「4月分計」の行において、今回非公開とされた支払金額の欄については、(ウ)と同様の理由から、本号に該当しないものと判断する。

(オ) 取扱者交代に伴う引継事項が記載されている箇所について、当該情報自体は、公にされても捜査に支障を及ぼすおそれを生じるものとは思われないが、公開された場合、前後の行数から一月よりさらに細かく限定された期間内における捜査費執行の有無が明らかとなり、個別の執行内容が推測され、これにより犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがないとまでは言えないものと認められるので、本号に該当するものと判断した。

(カ) 諮問実施機関は、捜査費関係書類の公開、非公開の判断について、捜査活動の特殊性や警察業務の国や他の都道府県との関連性から同一の基準によっており、本県において捜査費出納簿が公開された場合、全国の犯罪捜査活動に与える影響が大きく、国全体の治安維持に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、本件に関する当審査会の判断は、あくまでも本件対象公文書についての判断にとどまるものであることを指摘すれば十分であろう。

(3) 非公開理由の付記について

審査請求人は、実施機関の非公開理由について、いずれも個別具体的な理由が記述されておらず成立しないと主張しているが、公文書一部公開決定通知書を見ると、条例の該当条項と併せてその適用根拠が了知できる範囲で示されており、一部公開決定における理由の付記として不備であるとは認められない。

なお、答申が公開すべきとした以下の部分について、公安委員会は処分庁が行った原処分（非公開）が妥当とする裁決を行った。

(ア) 捜査費出納簿（県費）摘要欄の「月分計」（「4月分計」を除く。）及び「累計」と記載された連続する二つの行にある収入金額、支払金額、差引残高の各欄に記録された額及び行の左右に記録された取扱者、取扱補助者の印影について

(イ) 頁行頭の「前葉より繰越」の行（捜査費出納簿（県費）の6ページに係るものを除く。）における収入金額、支払金額及び差引残高の各欄について

(ウ) 捜査費出納簿（県費）摘要欄の「4月分計」の行における支払金額の欄について

<p>答申第 2 5 号 (諮問第 2 9 号)</p>	<p>件 名 「 県立高等学校長通勤届等関係文書 」 の非公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 県立高等学校長に係る ・ 通勤届 (平成15年 4 月 ~) ・ 通勤手当の支給額がわかる書類 (平成16年 3 月 1 日から 6 月30日)</p>	
<p>2 答申の骨子 (1) 結論 実施機関が、本件対象公文書を非公開とした決定は妥当である。 (2) 判断理由 (1) 条例第 6 条第 1 号本文 (個人識別情報) の該当性について 本件公開請求は、特定の個人に係る通勤届と給与支給明細書の公開を求めたものであることから、本件対象公文書に記録されている個人に関する情報は、全て誰のものであるか明白であり、当然に個人識別性を有する情報であると認められる。 従って、本件対象公文書に記録されている情報は、いずれも条例第 6 条第 1 号本文に該当する情報であると判断する。 (2) 条例第 6 条第 1 号ただし書ウ (職務遂行に係る情報) の該当性について 職務遂行に係る情報とは、職員が行政庁または補助機関として担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とするものである。 公務員に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する情報に過ぎないものであれば、「職務遂行に係る情報」には該当しない。そのことからすると、通勤手当の額の算出など公務員としての雇用関係上の手続に必要な書類として届出された通勤届や職員個人に対して毎月支給される給与の明細を示した給与支給明細書に記録されている情報が職務遂行に係る情報に該当するとは思われない。 通勤手当は、「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例」に基づき支給されているもので、使用者から支払われる給与である。職員個人の収入に関する情報であるといえ、職務遂行に伴う移動費用を支弁する旅費とは異なる性質のものと認められる。 地方公務員災害補償法第 1 条等では、公務と通勤が明確に区別して規定されている。また、地方公務員法第35条では、公務員の職務専念義務は「勤務時間」中に課せられるものと規定されているが、ここでいう勤務時間とは原則として正規の勤務時間のことをいい、通勤時間は勤務時間に含まれていないことから、職務専念義務は通勤時間には及んでいないものといえる。こうした関係法令の規定等からも通勤は公務員の職務行為に該当しないものと解される。 以上のことから、本件対象公文書に記録されている情報は、いずれも条例第 6 条第 1 号ただし書ウで規定する職務遂行に係る情報に該当しないものと判断する。 (3) 条例第 8 条 (公益上の理由による裁量的公開) の適用可能性について 本件公開請求は公金の支出に関わる問題を明らかにすることを目的として行われたものであるが、条例第 8 条の適用については、単に公金の支出に関わる情報であり公共性があるからといって行われるものではなく、当該情報を公開することに相当高い公益性が求められる場合に行われるものと考えられる。しかしながら、本件についてそうした特段の事情があるとは認められない。 他方、本件対象公文書には個人の居住範囲や収入に関する情報など通常他人に知られたくない情報が記録されているが、条例第 3 条第 1 項において、実施機関は、こうした他人に知られたくない情報をみだりに公開することがないよう最大限の配慮をしなければならないことが求められているところである。 こうしたことを踏まえた場合、本件対象公文書について、条例第 8 条の適用による裁量的公開の必要性もないとする諮問実施機関の主張はただちに不合理とはいえない。</p>	

答申第26号 (諮問第31号)	件名 「産業廃棄物処理状況把握調査業務報告書」の一部公開決定に対する不服申立て
--------------------	--

1 対象公文書
 産業廃棄物処理状況把握調査業務報告書の中の「産業廃棄物処理状況報告リスト」

2 答申の骨子

(1) 結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、次に掲げる各部分について、公開すべきである。

<非公開とされた部分のうち公開すべき部分>

産業廃棄物処理状況報告リストの表頭の項目名および次の各項目欄の内容

「年：整理」欄・・・産業廃棄物処理業者のシステム上の整理番号

「収処」欄・・・収集運搬業または処分業の別

「許可全国」欄・・・許可番号

「会社名」欄・・・産業廃棄物処理業者の名称

「住所」欄・・・産業廃棄物処理業者の所在地

「業区分」欄・・・産業廃棄物処理業者の業務形態の区分

「振興局」欄・・・本庁または所管の振興局の名称

「公民」欄・・・公共関与または民営の別

「廃棄物名(代表)」欄・・・産業廃棄物の名称

「特管」欄・・・特別管理産業廃棄物またはこれら以外のものの別

上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「処理方法(代表)」欄・・・産業廃棄物の処理方法

上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「量(単)」欄・・・処分量(単位)

上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「量(t)」欄・・・処分量(重量)

円内の数字は、答申1～2ページのリストの項目欄の番号と対応している。

(2) 判断理由

(1) 条例第6条第2号アの該当性について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、産業廃棄物の処理について、排出事業者および産業廃棄物処理業者の責任を定めている。

また、産業廃棄物処理業の運営の態様如何が生活環境等に悪影響を及ぼすおそれがあることは一般的に否定できないものであり、産業廃棄物の処理状況に関する情報は住民にとって関心の高いものといえ、産業廃棄物処理に携わる関係事業者には、その事業に係る情報を積極的に明らかにし、説明責任を果たす社会的責任が内在しているといえる。

これらのことを踏まえ、条例第6条第2号アの該当性の検討をするに当たっては、産業廃棄物の処理状況に関する情報を公開することの公益性と非公開とすることにより保護される事業者の利益を比較衡量をすべきであるが、その際、当該公益性は一般的、抽象的に認められることで足り、また、事業者の当該利益が条例に規定する「競争上の地位その他正当な利益」に該当するためには、単に競争上の地位に該当するというのみならず、情報を公開することの公益性を考慮してもなお、保護することが正当なものであることを要すべきである。

そこで、本件リストを見ると、「取引関係に係る情報」と「営業実績に係る情報」であるといえるため、この二点について検討する。

(ア) 取引関係に係る情報

産業廃棄物処理業者と排出事業者の取引関係において、排出事業者は産業廃棄物の運搬または処分を産業廃棄物処理業者に委託するものであり、産業廃棄物処理業者にとっての顧客であるといえる。

また、産業廃棄物収集運搬業者にとっての産業廃棄物処分業者、その反対に、産業廃棄物処分業者にとっての産業廃棄物収集運搬業者は、互いに提携関係にあると推測でき、さらに、産業廃棄物の処理について再委託した場合の委託先事業者とは直接的な契約関係があるといえる。

これらの取引関係に係る情報が公開され、一定の取引関係が明らかになると、顧客または取扱量

の減少につながり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、廃棄物処理法の趣旨や産業廃棄物処理業者の社会的責任を考慮してもなお取引関係が明らかになる情報は非公開として保護されるべきである。

具体的にどの情報を非公開にすべきかということであるが、産業廃棄物処理業者の名称等は既に公開されているので公開とするが、取引関係が明らかにならないためには、排出事業者の名称等を非公開とすることが相当である。

また、産業廃棄物処理業者同士の関係においては、一方の業者の名称等を公開とし、他方の業者の名称等を非公開とすることが相当である。

以上のように、

・排出事業者の名称等や、

・名称等を公開するとした産業廃棄物処理業者から見ての他方の業者の名称等

を公開すると取引関係が明らかになり競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるため、条例第6条第2号アに該当すると認められる。

(1) 営業実績に係る情報

産業廃棄物の種類、処理方法および量が公になると、産業廃棄物処理業者の営業実績や経営状況が推測される可能性は否定できないが、あくまで推測の域を出るものではなく、営業実績や経営状況が確実に明らかになるとまではいえない。

また、住民にとって、産業廃棄物の処理に関する情報は関心が高く、廃棄物処理法の趣旨および産業廃棄物処理業に内在している社会的責任からみても、非公開とすることにより保護される産業廃棄物処理業者の権利利益より、公開することの公益性ができるかぎり優先されるべきであり、こうした点を考慮すると、産業廃棄物の種類、処理方法および量に関する情報を公開しても産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、これらの情報は条例第6条第2号アに該当するとは認められない。

(2) 条例第6条第2号ただし書の該当性について

ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、人の生命、健康、生活または財産に現実に被害が発生している場合またはそのおそれがある場合を含むと解されるが、このおそれは、客観的、具体的に認められるものでなければならないと考える。

本事案の場合は、県が実施した把握調査に応じた全ての産業廃棄物処理業者に関する情報が公開請求の対象となっており、異議申立人から客観的、具体的な被害の発生またはそのおそれについての主張もない。

したがって、上記の客観的、具体的な被害の発生またはそのおそれは認められず、ただし書には該当しないというべきである。

<p>答申第 27号 (諮問第 32号)</p>	<p>件 名 「意見交換会録音テープ」の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 「9月2日 志賀町区長会会議録音テープ」(公開) 「9月25日 志賀町大物区意見交換会録音テープ」(非公開)</p>	
<p>2 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 個人(滋賀県職員(職務で志賀町大物区意見交換会に参加した職員) および志賀町長を除く) の発言部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>(1) 条例第 6 条第 1 号該当性について</p> <p>ア 条例第 6 条第 1 号本文該当性について(個人識別情報に該当するか否か) たしかに異議申立人が主張するように、本件対象公文書に記録されている発言は、参加者や地域住民等の関係者以外の者であれば録音テープに記録された肉声のみをもって個人を識別することは通常不可能である。 しかしながら、本件対象公文書は、廃棄物処理施設整備計画という町を二分するような非常に複雑な問題を扱った意見交換会において参加者が自らの意見、考え方等を述べた発言を記録したものであり、しかも、参加者の中には外部への公表を望まない者もいるという状況下で録音されたものであったことが認められるものである。 そのため、参加者以外の者であれば特定の個人が識別されないからといって公開すると、一部の関係者によって特定の個人が識別され、結果として個人の意見や考え方が明らかになり、有形無形の不愉快な影響が及ぼされるなど、個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえない。 このように関係者以外の者であれば個人を識別できない場合でも、関係者によって個人が識別され、権利利益が侵害されることこそが特に問題となるような事案については、関係者が特定の個人を識別できることをもって、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当すると判断するのが相当である。 以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、いずれも条例第 6 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>イ 条例第 6 条第 1 号ただし書ア該当性について(公にすることが予定された情報であるか否か) 本件に係る意見交換会は、大物区という特定の地域において、大物区の住民を対象に開催したもので、このような出席者の範囲が限定された会合での発言が広く一般に公開されることを発言者が想定もしくは許容しているとは通常考えられない。また、個人情報であるという点に関しては、仮に発言者が公の利益という観点から発言しているという意識を持って発言していたとしても変わりはない。 また、その場にいた参加者に発言者である個人が識別されるのは当然のことであるが、そのことをもって、発言内容を広く一般に公開すべきとする理由になるとは考えられない。さらに、参加者の中に外部への公表を望まない者もいたという事実を考慮すると公にすることが許容されているとは考えられない。 以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、いずれも条例第 6 条第 1 号ただし書アに該当しない。</p> <p>ウ 条例第 6 条第 1 号ただし書ウ該当性について(公務員の職務遂行に係る情報か否か) 大物区の住民が一人私人行う発言や大物区長が区長として行う発言は公務員の職務上の発言ではなく、ただし書ウには該当しないことは明らかである。 志賀町長の発言内容は、意見交換会の周知方法に係る住民からの質問に対する回答と閉会時の挨拶であり、滋賀県職員の発言は、廃棄物処理施設整備計画に係る住民からの質問に対する回答である。これらの発言内容は、公務員として行われた職務上の発言であると認められる。 以上のことから、本件対象公文書に記録された情報のうち、滋賀県職員および志賀町長の発言部分については、条例第 6 条第 1 号ただし書ウに該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第 6 条第 6 号該当性について(公開すると事務事業に支障があるか否か) 本件対象公文書に記録された発言部分のうち、個人(滋賀県職員および志賀町長を除く) の発言</p>	

部分については、前述したとおり条例第6条第1号に該当するので、この部分は、条例第6条第6号該当性を判断するまでもなく非公開が妥当と判断できる。

一方、滋賀県職員および志賀町長の発言は、前述したように、条例第6条第1号に基づく非公開情報には該当しないが、そうした発言が公開されると、区長や住民の発言が公開される場合と同様に自由闊達な意見交換ができなくなるなどといったおそれがあるか否かを検討する必要がある。

ここで、条例第6条第6号に該当する場合は、参加者からの質問に対する回答によって参加者である個人が識別される場合や、県や志賀町の考え方が聴く者によって誤解され、そのことによって意見交換会の開催に係る事務の円滑な遂行に支障が出る場合をいうと考えられる。

そこで、当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、参加者からの質問に対する回答によって、質問をした個人が識別されるような発言は認められなかった。また、Q & A方式の行政側の回答の部分のみを切り取ると、質問と一体でないかたちで回答の部分だけが出るため、その意味を正確に捉えることができず、場合によっては説明の断片を捉えられて誤解されてしまうなどといった可能性は一般的には否定できないが、本件対象公文書の場合、滋賀県職員および志賀町長の発言部分のみが公開されることで、意味の把握が困難な部分や不正確な部分があるとしても、それゆえに回答の趣旨等が誤解されるとまでは認められない。

特に本件の場合、本件対象公文書をもとに作成された会議概要が公開されていることから、回答の趣旨等が誤解されるなどといったおそれはほとんど考えられない。

よって、本件対象公文書に記録されている滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、公開されると意見交換会の開催に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

以上のことから、滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、条例第6条第6号に該当しない。

表9 情報公開審査会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項	審 議 の 内 容
第125回	H17.5.6	・ 諮問第29号（警察署捜査費関係）について	審議
		・ 諮問第30号（県立高校職員通勤届等関係）について	審議
第126回	H17.6.10	・ 諮問第30号（県立高校職員通勤届等関係）について	審議
		・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
第127回	H17.7.22	・ 諮問第30号（県立高校職員通勤届等関係）について	審議
		・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
第128回	H17.8.31	・ 諮問第30号（県立高校職員通勤届等関係）について	審議
		・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 諮問実施機関から説明聴取
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	・ 異議申立人より意見聴取 ・ 諮問実施機関より説明聴取
第129回	H17.9.29	・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
第130回	H17.10.26	・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
第131回	H17.11.30	・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
第132回	H17.12.26	・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
		・ 諮問第33号（県立中学校出願者数等総括表関係）について	審議
		・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	審議
第133回	H18.1.30	・ 諮問第31号（産業廃棄物処理状況報告リスト関係）について	審議
		・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
		・ 諮問第33号（県立中学校出願者数等総括表関係）について	審議
		・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	審議
第134回	H18.2.20	・ 諮問第32号（意見交換会録音テープ関係）について	審議
		・ 諮問第33号（県立中学校出願者数等総括表関係）について	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 諮問実施機関から説明聴取
		・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 諮問実施機関から説明聴取

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
市川正人	立命館大学法科大学院教授	会長代理
佐伯彰洋	同志社大学法学部教授	
重原文江	公募委員	
西居咲子	滋賀県商工会議所女性連合会顧問	
藤井喬	元滋賀県中小企業団体中央会専務理事	
野洲和博	弁護士	会長
山本為三	滋賀文化短期大学教授	

(平成18年3月現在)

委員の改選がありました。

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
市川正人	立命館大学法科大学院教授	会長代理
佐伯彰洋	同志社大学法学部教授	
高木新一郎	公募委員	
西居咲子	滋賀県商工会議所女性連合会顧問	
松浦さと子	龍谷大学経済学部助教授	
野洲和博	弁護士	会長
若杉貞子	京都女子大学教員	

(平成18年4月現在)

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各振興局等の行政情報コーナーでは、公文書公開の相談、受付を行うとともに、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度やしがベンチマーク、附属機関等の会議の公開に係る会議録などの資料を公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 17 年度における県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 10 のとおりです。

また、県民情報室における平成 17 年度の情報提供の状況をより詳しく示しているのが表 11 で、資料の分類別の閲覧および情報提供に伴う写しの交付の状況を表しています。

表10 平成17年度の情報提供の状況

区 分	県民情報室	行政情報コーナ-	警察県民センタ-	合 計
利用者数(人)	6,482	7,693	45	14,220
内 来室	6,135	7,404	39	13,578
内 文書	0	124	3	127
内 電話	347	165	3	515
情報提供件数(件)	6,482	7,904	45	14,431
内 案内相談	1,081	4,009	26	5,116
内 閲覧	4,657	1,986	6	6,649
内 資料提供	529	1,902	13	2,444
内 貸出	215	7	0	222
写しの交付(枚)	46,222	13,711	77	60,010
内 単色コピー	45,193	12,407	75	57,675
内 その他	1,029	1,304	2	2,335

表11 県民情報室における閲覧および写しの交付の状況(平成17年度)

上段：件数・枚数 下段：構成比

分類別	閲覧	写しの交付	主な資料名
行政一般	1,511 (40.0%)	1,458 (23.7%)	滋賀県統計書、国勢調査報告書、推計人口、人口と世帯数、県公報、官報、当初予算案、重要施策の概要、重要施策大綱、県政政策コメント、県議会議案書、会議録、県例規集、行政情報提供資料、市町村広報、統計書、新湖国ストーリー2010、滋賀県中期計画、県政世論調査、付属機関等会議録、出資法人情報公開資料
生活・環境	231 (6.1%)	383 (6.2%)	環境影響評価書、県環境白書、滋賀県環境総合計画、滋賀県の廃棄物、一般廃棄物処理広域化計画、琵琶湖と自然、県民経済計算年報、家計調査年報、消費者物価指数、社会生活基本調査、消費者購買動向調査、琵琶湖水質調査報告書、琵琶湖研究所報、マザーレイク21計画、滋賀県で大切にすべき野生生物、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場一覧
文化・レジャー	101 (2.7%)	1,114 (18.1%)	滋賀県史、市町村史、文化財目録、遺跡地図、りっぶる淡海、観光入込客統計調査、旅券発行状況、琵琶湖博物館研究調査報告
福祉	34 (0.9%)	10 (0.2%)	社会福祉施設要覧、淡海ゴールドプラン、健康福祉総合ビジョン、障害福祉の手引き、健康福祉統計年報、淡海エンゼルプラン
保健・医療	90 (2.4%)	621 (10.1%)	衛生統計年報、地域保健医療計画、医療施設病院調査、患者調査、滋賀の水道、生活衛生の概要
商業・工業	237 (6.3%)	72 (1.2%)	工業統計調査、商業統計調査、事業所・企業統計調査報告、滋賀の商工業、工場適地調査、滋賀県経済指標、工場用地の案内
労働・賃金	44 (1.2%)	0 (0.0%)	毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、賃金構造基本調査、労働白書、職業統計年報、労働関係各種貸与金制度、滋賀の労働経済事情
交通・運輸	40 (1.1%)	3 (0.0%)	交通情勢調査表、滋賀の交通
農林・水産	100 (2.6%)	0 (0.0%)	農林水産統計年報、農業センサス、漁業センサス、滋賀の農林水産業、滋賀の水産、滋賀の漁港、林業統計要覧、滋賀県の集落営農
土木	838 (22.2%)	1,646 (26.7%)	滋賀県の都市計画、都市計画図、滋賀の下水道事業、土木要覧、河川港湾漁業調査、滋賀県の公園緑地、経営事項審査結果通知書、設計便覧、実施設計積算単価表、土木工事標準積算基準書、建設工事発注見通し、建設工事等入札参加資格者名簿、指名停止について、工事必携
住宅・建築	128 (3.4%)	1 (0.0%)	住宅行政の概要、土地利用基本計画、土地利用の現状と対策、地価公示価格、住宅統計調査、新設住宅着工状況、地価マップ、宅地建物取引業者一覧表
防災・防犯	53 (1.4%)	8 (0.1%)	地域防災計画、消防年報、滋賀県災害誌、水防計画、滋賀の砂防、気象年報、地震観測記録報告書、滋賀の犯罪、少年非行のあらまし、少年通報
教育	199 (5.3%)	761 (12.4%)	学校基本調査、滋賀県の教育統計、教育の歩み、学校便覧、滋賀の青少年、生徒指導実践の手引き、環境教育実践事例集、視聴覚教育教材データ、教員採用試験問題、中高入試関係資料
その他	172 (4.6%)	79 (1.3%)	各省庁白書、他府県統計書、他府県史、国際統計、各種年鑑、新聞
合計	3,778 (100%)	6,156 (100%)	-

閲覧は、閲覧票に記入されたもののみを集計しているため、情報提供集計表における閲覧数とは一致しない。

(2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等に利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成17年度は、37種類の刊行物等を有償刊行物に指定し、合計1,551部を頒布しました(平成17年度以前指定分も一部含む)。頒布実績額は118万1,370円となっています。

表12 有償刊行物頒布実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	累計
頒布部数	1,490	1,399	1,059	897	908	1,551	7,304
頒布金額	¥2,272,450	¥997,910	¥821,390	¥707,040	¥603,170	¥1,181,370	¥6,583,330

表13 平成17年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
開発許可制度の取扱い基準(平成17年4月改正)	住宅課	¥1,000	355	¥355,000
都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準(平成17年4月改正)	住宅課	¥1,000	307	¥307,000
滋賀県の廃棄物 平成16年度	資源循環推進課	¥240	104	¥24,960
東近江地域振興局建設管理部管内図(道路編)	東近江地域振興局建設管理部	¥200	103	¥20,600
平成17年度(2005年度) 滋賀県重要施策大綱	企画調整課	¥270	99	¥26,730
平成17年(2005年)版 環境白書	水政課	¥1,490	40	¥59,600
平成16年(2004年)版 環境白書 資料編	水政課	¥840	36	¥30,240
平成16年(2004年)度版 環境白書	水政課	¥1,200	29	¥34,800
平成17年度 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	¥420	27	¥11,340
滋賀県琵琶湖研究所記念誌(所報第22号)	琵琶湖・環境科学研究センター	¥770	23	¥17,710
滋賀県の廃棄物 平成17年度	資源循環推進課	¥160	22	¥3,520
滋賀県管内図(10万分の1)	河港課	¥1,750	21	¥36,750
滋賀の水産(平成17年度)	水産課	¥610	19	¥11,590
滋賀のみち	道路課	¥1,550	19	¥29,450
平成16年版 滋賀県の商工業	商工観光政策課	¥1,260	17	¥21,420
平成17年度 しがの農林水産業	農政課	¥100	17	¥1,700
平成17年度 学校便覧	教育委員会事務局総務課	¥140	16	¥2,240
滋賀県推計人口年報 平成16年(2004年)10月1日現在	統計課	¥340	16	¥5,440
2005 統計でみる滋賀 - 社会・人口統計体系	統計課	¥340	16	¥5,440
管内図 道路編(1/25000)	南部振興局建設管理部	¥760	16	¥12,160
中期戦略プログラム	企画調整課	¥110	15	¥1,650
滋賀県中期計画	企画調整課	¥1,630	13	¥21,190
その他			221	¥140,840
合計			1,551	¥1,181,370

有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物の有償頒布」

(<http://www.pref.shiga.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.htm>) に掲載していますのでご覧下さい。

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表14のとおりであり、経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が27法人（14-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が10法人（14-2参照）であり、全体で37の出資法人が対象となっています（平成17年4月1日現在）。

表14 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成17年4月1日現在）

14-1

[27法人]

出資法人の名称	所管課		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	政策調整部	企画調整課	
滋賀県土地開発公社		企画調整課	
(財)淡海文化振興財団	県民文化生活部	県民文化課	
(財)滋賀県文化振興事業団		県民文化課	
(財)びわ湖ホール		県民文化課	
(財)滋賀県動物保護管理協会		生活衛生課	
(財)国際湖沼環境委員会		琵琶湖環境部	水政課
(財)滋賀県環境事業公社	琵琶湖環境部	資源循環推進課	
(財)滋賀県下水道公社		下水道課	
(社)滋賀県造林公社		林務緑政課	
(財)びわ湖造林公社		林務緑政課	
(財)滋賀県緑化推進会		林務緑政課	
(社福)滋賀県社会福祉事業団		健康福祉部	健康福祉政策課
(財)滋賀県産業支援プラザ		商工観光労働部	商工政策課
(社)びわこビジターズビューロー	商業観光振興課		
(財)滋賀県陶芸の森	新産業振興課		
(財)滋賀県国際協会	国際課		
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	労政能力開発課		
(財)滋賀県農地協会	農政水産部	農業経営課	
(財)滋賀食肉公社		畜産課	
(財)滋賀県水産振興協会		水産課	
(財)滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課	
滋賀県道路公社		道路課	
(財)滋賀県公園・緑地センター		都市計画課	
滋賀県住宅供給公社		住宅課	
(財)滋賀県体育協会	教育委員会	スポーツ健康課	
(財)滋賀県暴力団追放推進センター	警察本部	組織犯罪対策課	

出資法人の名称	所管課	
(財)滋賀総合研究所	政策調整部	企画調整課
(財)びわ湖空港周辺整備基金		企画調整課
(財)滋賀県消防協会	県民文化生活部	総合防災課
(財)びわ湖イクワ中心	琵琶湖環境部	水政課
(財)系賀一雄記念財団	健康福祉部	障害者自立支援課
滋賀県信用保証協会	商工観光労働部	商工政策課
(財)滋賀県勤労者福祉協会		労政能力開発課
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政水産部	農業経営課
(株)滋賀食肉地方卸売市場		畜産課
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会	文化財保護課

(2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

平成 17 年度は、上記(1)の出資法人のうち、規程等を定めて当該出資法人が保有する文書について県の公文書公開制度に準じた公開制度（文書公開制度）を実施している出資法人が 31 法人ありました。平成 17 年度における出資法人の文書公開制度の実施状況は表 15 のとおりです。

表15 平成17年度(H17.4.1~H18.3.31) 出資法人情報公開実施状況

出資法人の名称	所管課	情報公開 規程 制定期日	実施状況							異議 申出
			公開 申出	処理状況					合計	
				公開	部分 公開	非公開	不存在	取下げ		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	企画調整課	H13.10.1	0						0	
滋賀県土地開発公社	企画調整課	H13.10.1	0						0	
(財)淡海文化振興財団	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化振興事業団	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖ホール	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課	H13.10.1	0						0	
(財)国際湖沼環境委員会	水政課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県環境事業公社	資源循環推進課	H13.10.1	1	1					1	
(財)滋賀県下水道公社	下水道課	H13.10.1	1		1				1	
(社)滋賀県造林公社	林務緑政課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖造林公社	林務緑政課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県緑化推進会	林務緑政課	H13.10.1	0						0	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	健康福祉政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課	H13.10.1	0						0	
(社)びわこビジターズビューロー	商業観光振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県陶芸の森	新産業振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県国際協会	国際課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	労政能力開発課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農地協会	農業経営課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀食肉公社	畜産課	H13.10.1	1		1				1	
(財)滋賀県水産振興協会	水産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県建設技術センター	監理課	H13.10.1	0						0	
滋賀県道路公社	道路課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県公園・緑地センター	都市計画課	H13.10.1	0						0	
滋賀県住宅供給公社	住宅課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県体育協会	スポーツ健康課	H13.10.1	0						0	
(財)暴力団追放推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	H14.4.1	0						0	
(財)滋賀総合研究所	企画調整課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県勤労者福祉協会	労政能力開発課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農業経営課	H13.11.29	0						0	
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会事務局 文化財保護課	H13.10.1	0						0	
合 計			3	1	2	0	0	0	3	0

(3) 異議の申出、情報公開審査会の審査および出資法人の処理の状況

平成 17 年度は、出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。
 以下は、過去の処理状況です。

表16 異議の申出に係る情報公開審査会への意見照会の内容および処理状況

照会 番号	意見照会の内容	出資法人	異議の申出	審査会審議状況	回答
		決定内容	照会	審査会開催状況	
1	「 (団地) の住宅分譲 に関する文書」	滋賀県住宅 供給公社	異議の申出 H14. 3.20 (補正 H14 .4.5)	第 1 号意見 一部取消 H15.7.15	一部認容 H15.8.19
		一部公開 H14. 2.19	知事への 意見照会 H14. 6. 4 知事からの 意見照会 H14. 6.19	開催回数 7 回 処理日数392日	
2	「 料金徴収業務指名競争入 札参加資格申請書 他」	滋賀県道路 公社	異議の申出 H15.7.29	第 2 号意見 一部取消 H16.10.4	一部認容 H16.10.29
		一部公開 H15.7.4	知事への 意見照会 H15.9.9 知事からの 意見照会 H15.9.26	開催回数 7 回 処理日数369日	

資

料

資料 1 平成 17 年度 公文書公開請求内容および処理状況

(別ファイル)

資料2 滋賀県情報公開審査会の答申（平成17年度）

答申第24号

（諮問第29号）

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる各部分について、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の公開の請求

平成16年3月12日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「平成14年度今津署の捜査費（国費および県費）の総交付額および総支出額が分かる会計文書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

（1）実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、今津警察署の捜査費に係る次の文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

「平成14年度金銭出納帳（国費）の表紙および総収入金額、総支払金額が記載されているページ」

「平成14年度金銭出納帳（県費）の表紙および総収入金額、総支払金額が記載されているページ」

（2）同年3月29日、実施機関は、本件対象公文書に条例第6条第1号（個人に関する情報）および同条第3号（公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、一部公開の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（3）本件対象公文書に係る実施機関の一部公開決定の内容は、次のとおりである。

金銭出納帳（県費）に記載された摘要欄中、警部補または同相当職以下の職員の氏名について、条例第6条第1号に該当するとして、非公開

金銭出納帳（国費）に記載された「年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄、差引残高欄」のうち、摘要欄行頭の繰越表示、取扱最終時の差引残高、平成15年4月3日取扱責任者への返納金額、返納時の差引残高、4月分計の収入金額、累計の収入金額、支払金額、差引残高、取扱者・取扱補助者の印影を除いた部分について、条例第6条第3号に該当するとして、非公開

金銭出納帳（県費）に記載された「年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄、差引残高欄」のうち、摘要欄行頭・行末の繰越表示、取扱最終時の差引残高、平成15年4月3日取扱責任者への返納金額、返納時の差引残高、繰越時の収入金額、支払金

額、差引残高、4月分計の収入金額、累計の収入金額、支払金額、差引残高、4月分計・累計に係る取扱者・取扱補助者の印影を除いた部分について、条例第6条第3号に該当するとして、非公開（本件に係る金銭出納帳については、以下、「捜査費出納簿」ともいう。）

3 審査請求

同年4月20日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分は誤っており、取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 本件非公開理由は、いずれも個別具体的な理由が記述されておらず成立しない。
- (2) 公開請求したのは、平成14年度の収支総額が記載されているページであり、1年以上を経過した16年4月現在、すべての事件が捜査継続中であるはずがなく、捜査に支障をきたさない部分についての捜査費の収支は個別に公開できる。

また、今後の捜査に支障をきたすおそれありというなら、その理由が個別、具体的に記載されていなければならず、条例第6条第3号に該当しないし、条例の基本理念「原則公開」にも反する。

- (3) 警察職員は公務員であり、日常的に県民と接触する機会が多いと考えてよい。むしろ警察職員は普段、ネームプレートを付け、県民が警察職員に名前を問えば答えねばならない。すなわち、公務に服している限り個人名を秘匿するのは異常な場合であると考えられる。一律に個人情報に当たるとして非公開にするのは本条例の拡大解釈といわざるをえない。

人事異動に関係なく、公務員の中でも特に身近で日常生活に絶えず接する警察職員の氏名は、役職に関係なく公開されて当然であり、すでに公にされており、何人もいつでも知りえる状態にあり、条例第6条第1号ただし書アに該当するものであり、同号本文に該当し非公開であるとの実施機関の主張は失当である。

すなわち一律に非公開にするのではなく、あえて非公開にする職種については個別具体的に非公開理由をあげるべきである。そもそも「警部または同相当職以上の職員」と以下の職員を分けて一方を公開し一方を非公開にする根拠をあげていない。なぜそこで線を引いているのか「慣行によって」ではなしに具体的に立証しなければならない。

- (4) 捜査費の月別の交付額、執行額および累計（年度累計を除く。）に係るものについて、まず交付額を公開すると、どのような具体的支障が生じるのであろう。交付額は予定額であり、まだ実際に使われていない。しかも本件対象の公文書はおよそ2年前のものであり、いかに分析能力のあるものが推察したとしても捜査等に支障をきたすほどのおそれが生じるとは考えられない。

同様に執行額についても、そこに記載されている金額は交通費なのか食費なのか謝礼なのか全く判別不可能と予想する。到底理解不可能な金額を開示したからといって、どこに捜査上の支障が生ずるであろう。まさに実施機関は不必要に「おそれ」を拡大解釈して非公開処分としたものに過ぎない。

次に累計について、月別に累計額が記載されているようだが、これこそ合計金額のみで、それを知ったからといって何らの支障が生じないことは、交付額、執行額以上に非公開にする根拠がない。日付も分からず、使途も分からず、合計金額のみが公にされて、どのように捜査に支障を生じるのか立証しなければ、実施機関は「警察情報は一切非公開」と主張しているに等しく、本条例を全く理解していないのみならず、暴挙と言い得る。

- (5) 捜査費の執行件数に係るものについて、仮に件数が公開され、その活発さを公にしたからといって、どんな問題が生じるというのか。およそ2年前の文書である。実施機関は、非公開にするには、もっと具体的な事情を述べなければなるまい。説明責任はもとより、県民の「知る権利」をもおざなりにしていると言わざるを得ない。
- (6) 捜査費の個別の執行内容に係るものについて、捜査体制を知られるとしても、それぞれ個別の事件であるから、その都度、職員も体制も変わっていると考えられることから支障を生じない。

捜査手法については、それほどの情報が含まれているか否か疑わしいが、これら会計文書中に仮に含まれているとしても、厳密に「手法」を悟らせてしまう情報はどれに当たるかを特定してのち、非公開にすべきは非公開とすればよい。

進展状況についても2年前ということから問題を生じるはずがない。そもそも犯罪企画者からすれば、常に対抗措置を講じているのが当たり前で、わざわざ2年前の会計文書を見て捜査手法や体制を推測しなくても、いくらも知ることができる。

事件関係者の逃亡、証拠の隠滅等については前述の理由(2年前、会計文書であること)から実施機関の主張は失当というほかない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明等において述べている内容は、次のように要約される。

1 条例第6条第1号の該当性について

- (1) 本号により非公開とした部分は、捜査費出納簿(県費)の「摘要」欄に記録された警察職員の氏名のうち、「警部補以下の警察官の氏名」であり、警察官の氏名は、正に特定の個人を識別し得る情報で、条例第6条第1号本文に該当する。
- (2) 本号ただし書アの「慣行として公にされている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報である。

警察職員の氏名に関し、滋賀県警察において慣行として公にしている情報は、人事異動の公表により行っているものであり、その範囲は「警部または同相当職以上の職員」である。

したがって、「警部補以下の警察官の氏名」については、ただし書のアに該当しない。また、ただし書イおよびウについて、該当しないことは論じるまでもない。

(3) 審査請求人は、「職員がネームプレートを付ける、あるいは応対した県民に名前を告げるという行為そのものが慣行として公にしている行為である。」と主張しているようであるが、仕事上の応対で限られた人に対して担当者として氏名を明らかにしているだけのものであり、慣行として公にしている行為とは考えていない。警察官がすべて名札をつけているわけではない。

2 条例第6条第3号の該当性について

(1) 本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の予防、鎮圧、捜査等に対する障害の発生を防止することにある。

本号に該当する情報については、その性質上、公開または非公開の判断に際し犯罪等に関する将来予測についての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重することにし、実施機関に裁量権を与えたものと解されている。

司法審査の場においては、裁判所は、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断するととどまるとされているものである。

(2) 捜査費の月別の交付額、執行額および累計（年度累計を除く。）に係るものについて月別の交付額は取扱責任者（県警本部長）が取扱者（警察署長）からの申請と犯罪情勢等を勘案して所要額を決定したもので、月別の執行額は捜査活動に要した捜査費の支出を合計したもので、累計はこれらの月計を合算したものであるが、いずれも捜査の進展状況等に即して交付または執行がされているため、捜査活動に密接に関連しているものである。

したがって、これらの情報を公にすることにより、被疑者等の事件関係者が、これらの額の変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報、これに自らが知り得る情報を加えて照合・分析することにより、捜査の進展状況を推察して、逃走や証拠隠滅等を図るおそれや犯罪企図者が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがあり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第6条第3号の情報に該当する。

(3) 捜査費の執行件数に係るものについて

執行件数は、交付額や執行額と同様、その多寡が捜査活動の活発さを示すものである。

したがって、捜査費の受入れ、返納（年度末のものを除く。）等や取扱者交代に伴う引継事項（引継年月日、前任者、後任者等）など捜査費の個別の執行内容に係るものでない情報であっても、これを明らかにすると、出納簿の行数から差し引きすることによって執行件数が判明し、(1)と同様、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第6条第3号の情報に該当する。

(4) 捜査費の個別の執行内容に係るものについて

個別の執行として、捜査費の受入れまたは交付の年月日、支出事由、捜査員の階級・氏名、受入れまたは支出の額、残高等は、捜査費出納簿の年月日、摘要、支払金額および差引残高の各欄にそれぞれ記録されている。

捜査費は、捜査員の活動に要する諸経費および捜査に関する協力者等に対する諸経費

として支出されるものであり、捜査活動と密接不可分に関連していることから、これらの捜査費の個別の執行に係る情報には、捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況が反映されている。

また、過去において、様々な組織が、警察の動きを把握しようとして各種の調査活動を行っていた等の事実が数多く認められており、現在捜査中の事件に係るものはもとより、たとえ捜査が終結した事件に係るものであっても捜査費の個別執行に係る情報を公にすると、

警察の捜査体制や捜査手法が察知され、犯罪企図者において対抗措置が講じられるおそれがある。

警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある。

協力者等が特定または推測され、警察と協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力が得られなくなる。

捜査費を執行した捜査員が特定され、当該捜査員やその家族までが捜査対象者（組織）から危害を加えられたり、嫌がらせを受けたりする。

などの可能性があり、犯罪の予防および捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は条例第6条第3号の情報に該当する。

- (5) 本件処分に係る非公開理由のうち条例第6条第3号に関する非公開理由について、同号ではいくつか例示されているが、実施機関は「犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある」ことを非公開理由としており、その具体的な内容として、1点目に「捜査の動向等が明らかになり」、2点目に「被疑者等の事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれがある」ことを記載しているので、公開しない理由を具体的に記載しているものと考えている。
- (6) 警察業務は国および他の都道府県警察との相互関連性を有している関係上、現時点で全国で公開されていない捜査費の出納簿を、仮に本県において公開することとなった場合、全国の犯罪捜査活動に与える影響は多大であり、国全体の治安維持に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

捜査費には、国庫が支弁するものと県が支弁するものがあり、その出納簿には、捜査費の受入れおよび支出(交付)の情報等が記録されているが、いずれも、「年月日」欄、「摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残高」欄で構成された同じ規格のものが使用されている。

各欄には、次の情報が記録されている。

「年月日」欄...捜査費を受入れまたは交付をした年月日

「摘要」欄...捜査費の受入れまたは支出の事由、捜査員の階級、氏名、取扱者交代に伴う引継事項

「収入金額」欄...取扱責任者から捜査費の交付を受けた金額、取扱責任者へ返納した金額、月計、累計、繰越額

「支払金額」欄...捜査員への捜査費の交付金額、捜査員から返納された金額、月計、累計、繰越額

「差引残高」欄...捜査費の差引残高

本件の対象公文書は、平成14年度の今津警察署の国費および県費それぞれの捜査費に係る金銭出納帳の表紙および総収入金額、総支払金額が記載されているページである。

諮問実施機関は、条例第6条第1号および同条第3号に該当する情報が含まれているとして実施機関が行った一部公開決定の判断を妥当なものと認め、該当部分の非公開を維持すべきであるとしており、以下、その非公開情報該当性について検討する。

(3) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、個人に関する情報について、非公開情報の要件を定めたもので、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を原則として非公開としている。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

諮問実施機関は、捜査費出納簿(県費)の「摘要」欄に記録された警察職員の氏名のうち「警部補以下の警察官の氏名」について、条例第6条第1号本文に該当し、また、本号ただし書アに該当しない旨主張しているため、以下、本号該当性について検討する。

ア 条例第6条第1号本文の該当性について

本件対象文書の捜査費出納簿(県費)に記載された摘要欄中の「警部補以下の警察

官の氏名」は、正に特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号本文に該当する情報である。

イ 条例第6条第1号ただし書の該当性について

本号ただし書は、公務員等の職務の遂行に係る情報について、公務員等についても、個人としての権利利益は保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、「職」と「職務遂行の内容」については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては非公開とはしないこととするものである。

一方、公務員等の「氏名」については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護することとした上で、ただし書に該当する場合には公開することとしている。

したがって、本件対象公文書における「警部補以下の警察官の氏名」の非公開の妥当性については、ただし書における「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかによることとなる。ここで「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれている情報をいうこととされている。

滋賀県警察職員の氏名について、人事異動の公表は「警部または同相当職以上の職員」の範囲について行われており、また、滋賀県職員録において掲載されている職員は警視あるいは警視相当職以上とされていることが認められる。このことから、「警部補以下の警察官の氏名」は「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」とは言えず、ただし書には該当しない。

なお、審査請求人は、警察職員がネームプレートを着け、また、県民に問われて自らの名前を答えることを指摘しているが、これらは対応の相手方に対して明らかにされているものであり、また、名札についてはすべての警察職員が着用しているものではなく、これらのことをもって直ちに職員の氏名が「慣行として公にされ」ており、ただし書に該当するとまでは認められない。

(4) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、公開しないことを定めたものである。

また、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」との規定の趣旨は、それらの情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当であるとするものである。

諮問実施機関は、前記の第4.2.(2)～(4)に記載のとおり、該当する情報を三つの類型に分け、それぞれ犯罪の捜査あるいは犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第3号に該当すると主張するので、以下、非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

ア 捜査費の個別の執行内容に係るものについては、その中に、捜査活動と密接に関連して、公にすると、犯罪の予防および捜査に支障を及ぼすおそれがあると思われるものが記録されており、実施機関がそのおそれがあると判断することには合理性があるものと考えられる。

なお、審査請求人は、本件対象の公文書はおよそ2年前のものであり、（注：公開請求時点を基準とすれば、本件対象公文書中の情報は、1年前後以前に記録されたものである。）犯罪の予防や捜査に支障は及ぼさないと主張するが、その程度の期間であれば、いまだ捜査が継続中の事件の捜査費に係る内容が記録されている場合があることは十分想定され、条例第6条第3号該当性の判断に当たって実施機関の第一次判断権が尊重されるべき点を考慮すれば、個別の執行内容をそれぞれ検討するまでもなく、実施機関の判断には相当の理由があり、本号に該当するものと認められる。

イ 頁行頭の「前葉より繰越」の行（捜査費出納簿（県費）の6ページに係るものを除く。）における収入金額、支払金額および差引残高の各欄については、非公開とされているが、この行は金銭出納帳の記載方法上の必要から設けられているものであって、内容的には総額の年度途中の経過点における金額であり、年度総額を公開していることを考えれば、「前葉より繰越」の行における収入金額、支払金額および差引残高の各金額そのものについて、公にすると犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると判断することに相当の理由があるものと思われず、条例第6条第3号に該当しないものと判断する。

ウ 捜査費出納簿（県費）には、摘要欄に「月分計」（「4月分計」を除く。以下同じ。）および「累計」と記載された連続する二つの行があり、収入金額、支払金額および差引残高の各欄に、「月分計」の行については、今津警察署における月別の交付額および執行額が、「累計」の行にはその累計と差引残高が記録されている。また、行の左右には、それぞれ、取扱者および取扱補助者の印影が記録されている。

これらの情報について、諮問実施機関は、月別の交付額や執行額あるいはこれらを合算した累計は、いずれも捜査活動に密接に関連していること、また、月計等を明らかにすると行数から執行件数が判明し、その多寡が捜査活動の活発さを示すことから、公にすると犯罪の捜査に支障を及ぼすと主張する。これについては、諮問実施機関が行った、グラフや表による今津警察署の捜査費（県費）の執行件数や執行金額等についての説明からも、確かに、捜査活動の活発さが明らかになる場合があることが認められる。

しかしながら、非公開情報の該当性の判断に当たっては、基本的に、対象文書に即して、具体的に判断されるべきものと考えられ、今回の対象公文書に即して、「犯罪の捜査や予防に支障を及ぼすおそれ」について検討した場合、月別の合計金額や執行件数が公開されることによる具体的な「おそれ」は想定しがたく、また、諮問実施機関からも「おそれ」の発生について納得できるまでの説明は得られず、おそれがあるとの判断が、許容される合理性の限度内のものであると認めるには足りないものと判断する。

なお、取扱者および取扱補助者の印影については、「警部または同相当職以上の職員」のものであり、また、最後の2行の「4月分計」および「累計」におけるものに

については、今回公開とされており、「月分計」および「累計」の2行が公開相当とされるならば、併せて公開されて問題ないものと判断される。

以上により、本件対象公文書に記録されている情報に即して検討すれば、捜査費出納簿（県費）の摘要欄に「(各)月分計」および「累計」と記載された2行の各欄（取扱者および取扱補助者の印影を含む。）は、条例第6条第3号に該当しないものと判断する。

エ 捜査費出納簿（国費および県費）の「4月分計」の行において、今回非公開とされた支払金額の欄については、ウと同様の理由から、条例第6条第3号に該当しないものと判断する。

オ 対象公文書中には、取扱者交代に伴う引継事項が記載されている箇所があり、当該情報自体は、公にされても捜査に支障を及ぼすおそれを生じるものとは思われないが、公開された場合、前後の行数から一月よりさらに細かく限定された期間内における捜査費執行の有無が明らかとなり、個別の執行内容が推測され、これにより犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがないとまでは言えないものと認められるので、同号に該当するものと判断した。

カ 諮問実施機関は、捜査費関係書類の公開、非公開の判断について、捜査活動の特殊性や警察業務の国や他の都道府県との関連性から同一の基準によっており、本県において捜査費出納簿が公開された場合、全国の犯罪捜査活動に与える影響が大きく、国全体の治安維持に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、本件に関する当審査会の判断は、あくまでも本件対象公文書についての判断にとどまるものであることを指摘すれば十分であろう。

(5) 非公開理由の付記について

審査請求人は、実施機関の非公開理由について、いずれも個別具体的な理由が記述されておらず成立しないと主張しているが、公文書一部公開決定通知書を見ると、条例の該当条号と併せてその適用根拠が了知できる範囲で示されており、一部公開決定における理由の付記として不備であるとは認められない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成16 . 5 . 31	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
6 . 29	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
7 . 20	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
9 . 28 (第119回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
10 . 28 (第120回審査会)	・ 審査請求人等から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。

11.25 (第121回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
12.21 (第122回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成17.2.1 (第123回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
3.4 (第124回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
5.6 (第125回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

別表 不開示とされた部分のうち開示すべき部分

(ア) 今津警察署の平成 14 年度金銭出納帳(国費)の総収入金額、総支払金額が記載されているページ(7ページ)のうち

「前葉より繰越」の行の収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄

「4月分計」の行の支払金額欄

(イ) 今津警察署の平成 14 年度金銭出納帳(県費)の総収入金額、総支払金額が記載されているページ(5ページ、6ページ)のうち

(5ページ)

「前葉より繰越」の行の収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄

「(各)月分計」の行および次の「累計」の行の各欄(年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄および差引残高欄。取扱者・取扱補助者の印影を含む。)

(6ページ)

「4月分計」の行の支払金額欄

答申第25号
(諮問第30号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が、県立高等学校長に係る「通勤届(平成15年4月~)」および「通勤手当の支給額のわかる書類(平成16年3月1日から6月30日)」(以下「本件対象公文書」という。)について、非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の公開の請求

平成16年7月22日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

同年8月4日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、県立高等学校が保管している本件対象公文書を特定し、条例第6条第1号(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報)に該当する情報が含まれていることを理由として、非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

同年9月22日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分において非公開とした処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書および諮問実施機関の理由説明書に対する意見書において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 県立高等学校長に係る通勤手当の支給が不正受給に当たると考えるので監査請求を行うが、監査請求を行うに当たって、通勤費の支給額を証する書面が必要であるから公開を求めるものである。
- (2) 「通勤届」(通勤経路)及び「通勤手当支給額」は県立高等学校長の「職務遂行の内容に係る部分」である(条例第6条第1号ただし書ウ該当)。少なくとも必要な範囲で一部を公開しても個人を識別する情報とはならない。
- (3) 不正受給にたいして隠蔽がなされようとしている場合、県民の利益にかなう為に必要な情報を県民に公開するのは当然である。公開されないとすれば不正は闇から闇へと

葬り去られることになり、県民の利益に反することは明らかである。情報公開条例は「県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要」(第1条)と規定している。

- (4) 本件で公開を求める情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当しない。仮に該当するとしても「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分」(条例第6条第1号ただし書ウ)に該当する。すなわち、公務員が、公務を遂行するために、当該公務を行う場所までの移動費用に関わるものであるからである。
- (5) 県立高等学校の特定の職員は、私の知る限り、1年余りにわたって自宅がある から勤務先の高等学校まで自家用車で毎日勤務していたことは事実であり、また、本人自らその事実を公言してはばからない。
- (6) 県教育委員会からの回答によれば、「通勤行為に関する情報は「職務の遂行に係る情報」ということはできません」とあり、そのことが非公開の理由に挙げられているが、それは不正行為をしていない者にのみ言えることであって、教育に携わる現場の長たる校長が不正行為をしている場合には職責そのものが厳しく問われることになるのは明白である。つまり、「職務の遂行に係る情報」たり得ること十分であると考える。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

1 通勤届および通勤手当等に関する基本的事項

(1) 職員に対する給与支給と個人情報について

職員の給与等については、勤務条件として条例で定めることとされており、また、公金の支出であることから規則等も含めて支給要件や支給手続が詳細に規定されている。

給与支給手続においては、通勤届をはじめ、職員からの届出を要するものが多く、給与支給事務は適正に行われなければならないといった要請から任命権者は個人に関する情報であっても、必要な範囲内において取得するよう義務づけられている。

(2) 通勤手当および通勤届について

ア 通勤手当

通勤のため交通機関および有料の道路を利用してその運賃または料金を負担することを常としている職員、および自動車または自転車等を使用することを常としている職員に支給される手当である。

イ 通勤届

職員の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則)第3条に基づき、職員がその通勤の実情を任命権者に届け出たものであって、職員番号、氏名、住居、通勤方法の別、区間、通勤距離、所要時間、交通機関を用いて通勤する場合には乗車券等の種類および乗車券等の額等が記載されている。当該届に基づき通勤手当額が決定される。

(3) 給与支給明細書について

給与支給時に職員に提示し、内容確認の上その者の受領印を徴するための文書で、

職員番号、氏名、給料表および級号給等の記載部分、当該職員の年毎の支給額累計、所得税累計等の記載部分、給料および各種手当の内訳の記載部分ならびに各控除金等内訳の記載部分からなる。

2 非公開と判断した理由

ア 県立高等学校のひとりの人物を特定した上で公文書の公開を請求したものであり、いずれの公文書もこれを公開することによって、公文書に記載されている個人情報誰のものか自明のものとなる。すなわち、公文書に記載されている全ての個人に関する情報が必然的に「特定の個人を識別できるもの」となり、条例第6条第1号に該当する。

イ 通勤届には、職員の住居から勤務公署までの通勤経路、通勤方法の別、所要時間、乗車券等の種類の記載があり、これらの情報が公開されることにより、その職員がどの地域に居住しているか、あるいはこういった経路によってどれくらいの時間をかけて通勤しているかが公になる。職員の生活環境に関する情報であり、職員のセキュリティーにも関わってくるものでもある。

給与支給明細書に記載の情報は、すべて当該職員の収入に関する情報である。

従って、通勤届および給与支給明細書に記載されている情報は、「通常他人に知られたくない個人に関する情報」であり、これを公開することは条例第3条第1項の基本原則にも反することになると考える。

ウ 条例第6条第1号ただし書ウにおいて、その情報が公務員の「職務の遂行に係る情報」である場合は公開することとされている。

しかしながら、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第1条に「この法律は地方公務員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償...」、同法第2条第2項で「この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、...往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」とあり、「通勤」と「公務」を明確に区別して規定されている。通勤は勤務公署と自宅との間の往復行為に過ぎない。「職務の遂行に係る情報」というのは、職員が行政庁または補助機関として担当する職務の遂行に係る情報であり、通勤災害と公務災害が明確に区別されていることからわかるとおり、通勤は職務遂行ではないと考える。さらに、通勤届は任命権者と職員との間で、通勤手当額算出のために、公務員としての雇用関係上の手続に必要な書類として届出されたものであり、通勤届に記載されている事項は、職員の生活環境に関する情報である。

審査請求人は、職員が不正行為を行っているとするれば職責そのものが厳しく問われるから「職務遂行に係る情報」たり得ると主張するが、だからと言って、通勤届に記載されている情報が必然的に「職務遂行に係る情報」であると感覚的に結びつけて判断することはできないと考える。

また、給与支給明細書は、職員に対して毎月支給される給与の明細であり、およそ担当職務にかかる情報とは言えない。まさに個人の収入に関する情報であり、これも「職務の遂行に係る情報」ということはできない。審査請求人が主張するように移動費用に関わるものには違いないが、旅費とは異なり、通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助することを目的としている趣旨の「手当」である。

これらのことを考え合わせると、通勤行為に関する情報は「職務の遂行に係る情報」ということはできず、条例第6条第1号ウには該当しないものとする。

エ 条例第8条には、公文書に非公開情報が記録されている場合でも公益上特に必要と認められるときは公開することができる旨、規定されている。

しかし、上記ウのとおり通勤届および給与支給明細書に記載の情報は、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるところ当該文書を公開するだけの公益上の必要性があるとは認められない。

説明責任があるのは当然であるが、「不正行為の疑いがある」と審査請求人が思っただけで公開請求されて公開しなければならないとなると本来守られるべき個人情報が公にされてしまうことになってしまう。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、県立高等学校長の通勤届（平成15年4月～）および県立高等学校長の給与支給明細書（平成16年3月分～6月分）である。

諮問実施機関は、条例第6条第1号に該当する情報が含まれているとして実施機関が行った非公開決定の判断を妥当なものと認め、本件対象公文書全体の非公開を維持すべきであるとしており、以下、非公開情報該当性について検討する。

(3) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」が記録されている場合は、原則として当該公文書を公開しないことを定めたものである。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ

人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

諮問実施機関は、本件対象公文書に記録されている情報について、条例第6条第1号本文に該当し、また、本号ただし書ウに該当しない旨を主張している。一方、審査請求人は、条例第6条第1号本文に該当せず、仮に該当するとしても同号ただし書ウに該当する旨を主張している。そこで、条例第6条第1号本文と本号ただし書ウの該当性について検討する。

ア 条例第6条第1号本文の該当性について

本号本文に規定されている「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有するすべての情報を意味するものであり、収入など財産に関する情報もこれに該当すると解されるところである。そして、本件対象公文書のうち通勤届には、氏名や住所の他、通勤経路、所要時間、乗車券の金額など居住範囲の特定につながる個人の生活環境に関する情報が記録され、また、給与支給明細書には給料や手当の額など個人の収入に関する情報が記録されている。

本件公開請求は、特定の個人に係る通勤届と給与支給明細書の公開を求めたものであることから、本件対象公文書に記録されている個人に関する情報は、全て誰のものであるか明白であり、当然に個人識別性を有する情報であると認められる。

以上のことから、本件対象公文書に記録されている情報は、いずれも条例第6条第1号本文に該当する情報であると判断する。

イ 条例第6条第1号ただし書ウの該当性について

審査請求人は、「公務員が、公務を遂行するために、当該公務を行う場所までの移動費用に関わるものである」ことなどを理由に職務遂行に係る情報であり、条例第6条第1号ただし書ウに該当する旨を主張する。

たしかに、通勤は、職員が勤務公署までの移動に要する費用の出費が必要な行為であり、また、公務と一定の関連性を持つもので公的な性格が全くないとはいえない。

しかしながら、職務遂行に係る情報とは、職員が行政庁または補助機関として担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とするものである。従って、公務員に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する情報に過ぎないものであれば、「職務遂行に係る情報」には該当しないことになる。そのことからすると、通勤手当の額の算出など公務員としての雇用関係上の手続に必要な書類として届出された通勤届や職員個人に対して毎月支給される給与の明細を示した給与支給明細書に記録されている情報が職務遂行に係る情報に該当するとは思われない。

また、通勤手当は、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年8月17日滋賀県条例第28号）に基づき支給されているもので、使用者から支払われる給与であることから、職員個人の収入に関する情報であるといえ、職務遂行に伴う移動費用を支弁する旅費とは異なる性質のものであることが認められる。

さらに、地方公務員災害補償法第1条等では、公務と通勤が明確に区別して規定されている。また、地方公務員法第35条では、公務員の職務専念義務は「勤務時間」中に課せられるものと規定されているが、ここでいう勤務時間とは原則として正規の勤務時間のことをいい、通勤時間は勤務時間に含まれていないことから、職務専念義務は通勤時間には及んでいないものといえる。こうした関係法令の規定等からも通勤は公務員の職務行為に該当しないものと解される。

以上のことから、本件対象公文書に記録されている情報は、いずれも条例第6条第1号ただし書で規定する職務遂行に係る情報に該当しないものと判断する。

(4) 条例第8条の適用可能性について

審査請求人は、「不正受給にたいして隠蔽がなされようとしている場合、県民の利益にかなう為に必要な情報を県民に公開するのは当然である。公開されないとすれば不正は闇から闇へと葬り去られることになり、県民の利益に反することは明らかである。」と主張するなど、本件対象公文書の公開には公益性があるので公開すべきであると主張しているようにも見受けられる。一方、諮問実施機関は、「条例第8条には、公文書に非公開情報が記録されている場合でも公益上特に必要があると認められるときは公開することができる旨が規定されているが、通勤届および給与支給明細書に記録の情報は、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるところ当該文書を公開するだけの公益上の必要性があるとは認められない。」旨を主張しているので、公益上の理由による裁量的公開を規定した条例第8条の適用可能性についても検討する。

条例第8条は、公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができることを規定したもので、実施機関の高度な行政判断により、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性とを比較衡量し、後者がなお優越すると認める場合には、当該公文書を公開することができることとされている。さらに、ここで公益性を判断するに当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質および内容を考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければならないとされている。

従って、本件公開請求は公金の支出に関わる問題を明らかにすることを目的として行われたものであるが、条例第8条の適用については、単に公金の支出に関わる情報であり公共性があるからといって行われるものではなく、当該情報を公開することに相当高い公益性が求められる場合に行われるものと考えられる。しかしながら、本件についてそうした特段の事情があるとは認められない。

他方、本件対象公文書には個人の居住範囲や収入に関する情報など通常他人に知られたくない情報が記録されているが、条例第3条第1項において、実施機関は、こうした他人に知られたくない情報をみだりに公開することがないように最大限の配慮をしなければならないことが求められているところである。

こうしたことを踏まえた場合、本件対象公文書について、条例第8条の適用による裁量的公開の必要性もないとする諮問実施機関の主張はただちに不合理とはいえないと考えられる。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成16年10月18日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成16年11月9日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成16年11月25日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成17年2月1日 (第123回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成17年3月4日 (第124回審査会)	・ 諮問実施機関から非公開決定に係る考え方等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成17年5月6日 (第125回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成17年6月10日 (第126回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成17年7月22日 (第127回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成17年8月31日 (第128回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

答申第26号
(諮問第31号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる各部分について、公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成16年10月1日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「産業廃棄物処理業者等実績報告データ整理解析報告書 H11年度12年度13年度14年度15年度」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、「平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年度、平成15年度産業廃棄物処理状況把握調査業務報告書」(以下「本件対象公文書」という。)を特定した。

(2) 平成16年10月18日、実施機関は、本件対象公文書の中の「産業廃棄物処理状況報告リスト」(以下「本件リスト」という。)について、条例第6条第1号(個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの)または同条第2号(法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの)に該当する情報が含まれていることを理由として非公開とし、その他の部分を公開とする一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

なお、本件リストは次の項目欄で構成されており、各欄の内容は当該欄の右に記載したとおりである。

「年：整理」欄・・・産業廃棄物処理業者のシステム上の整理番号

「収処」欄・・・収集運搬業または処分業の別

「許可全国」欄・・・許可番号

「会社名」欄・・・産業廃棄物処理業者の名称

「住所」欄・・・産業廃棄物処理業者の所在地

「業区分」欄・・・産業廃棄物処理業者の業務形態の区分

「振興局」欄・・・本庁または所管の振興局の名称

「公民」欄・・・公共関与または民営の別

「廃棄物名(代表)」欄・・・産業廃棄物の名称

「特管」欄・・・特別管理産業廃棄物またはこれら以外のものの別

上段「委託者」、下段「委託者名」…排出事業者の名称

上段「委託者」、下段「住所」…排出事業者の所在地

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「会社名」…収集運搬または処分を行った産業廃棄物処理業者の名称

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「住所」…収集運搬または処分を行った産業廃棄物処理業者の所在地

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「処理方法（代表）」…産業廃棄物の処理方法

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「量（単）」…処分量（単位）

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「量（t）」…処分量（重量）

上段「委託処理」、下段「会社名」…産業廃棄物処理業者が処理を再委託した場合の相手方の産業廃棄物処理業者の名称

3 異議申立て

同年 10 月 20 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分は誤っており、取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 本件リストを公開することが、個人の権利利益を害したり、法人等の正当な利益を害することにはならないと考える。
- (2) 本件リストは、県内の産業廃棄物処理状況を正確に把握するために必要なデータであり、県民の血税を使って調査したもので、その調査結果はすべての県民がそれを享受する権利があるため、公開すべきである。
- (3) 産業廃棄物関連に関しては他にもまして知る権利や説明責任そして住民との協働が必要不可欠であり、当該情報である本件リストが産業廃棄物処理業者の任意提供情報であっても非公開にする必要はない。業者の協力も必要だが同じく住民の協力も無視してはならないのである。
- (4) 産業廃棄物の排出事業者は本来排出を極力抑えリサイクルすべきであり、また可能な限り有害物質等の排出を避けるようにしなければならない。そして自社において本来適正な処理を行うべきである。やむを得ず排出する場合には環境に対する負荷を考慮すれば産業廃棄物処理業者に委託した時点で会社名等が公開されるのはマニフェスト制度から当然予測できる。産業廃棄物処理業者も当然引き受けた時点でマニフェスト制度から報告義務を意識しており、これを営業秘密にはできないし秘密であってはならない。

また、これら情報が公開され、委託先を奪われるとしたらそれは企業努力、営業力の

問題である。

- (5) 産業廃棄物処理業者の許可番号、会社名、業の区分については、当該事業は許可制であることから公知されており、非公開にすべき理由はない。
- (6) 処分量といえば数量で表し、会社名は文字で表している、それらが個別に出されたとして重要な意味のあるものであって有意な情報であることは明白である。
- (7) 情報の公開によって産業廃棄物処理業者の不利益にまたはそのおそれが見込まれ、調査協力が得られなくなるとの実施機関の主張のようであるが、そもそも非公開にする利益は公開する利益と比較衡量して非公開にする利益が上回るかどうか、が問われなければならない。産業廃棄物行政は許可制であり、極めて特殊な厳しい管理体制を法は求めている。その原因となっているのは有害物質であったり、汚染物質という危険なものを扱い、しかも不法投棄によって相当な環境破壊をもたらし、その処分においても莫大な費用がかかる。しかも人の生命や健康、財産を直接的、間接的に害するため徹底した管理と監視が必要なのであり、当該情報については積極的な情報公開がなされ、信頼を回復しなければ住民の理解は得がたい。そのような観点からすると、当該情報はマニフェスト制度や事業の性質から公開されるべきであり、公開する利益は計り知れない。
- (8) 産業廃棄物の運搬、処分についてはこれまでに多数の事故、汚染、不法投棄がなされ、大きな社会問題になっていることは周知の事実であり、人の生命や健康、財産を傷つけ、被害が各地で起きている。住民たちに徹底した情報公開がなされて初めて信頼関係が成り立つのである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

1 産業廃棄物処理状況把握調査の性格について

産業廃棄物処理状況把握調査（以下「把握調査」という。）は、県内の産業廃棄物について、発生、移動および資源化を含めた処理の状況を把握するため、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の種類ごとに、また受託先ごとに、廃棄物の受託量、運搬先、運搬量および処分量等を一年間の処理実績として報告を求めているもので、現在、法律に基づかない任意調査として、産業廃棄物処理業者の協力のもとに毎年度実施しているものである。

本把握調査は、廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的に、産業廃棄物処理業者の協力のもとに実施している調査であり、事業者の個々の報告事項に基づき事業者個々の事業実態を明らかにするような目的で実施してきたものではない。

2 本件リストの性格について

本件リストは、産業廃棄物処理業者から提出された報告の生データをすべて列挙したものであり、本件リストを公開すると、以下に掲げる理由により、調査に協力した産業廃棄物処理業者に対してのみならず、排出事業者も含めて、競争上の地位を損ない、正当な利益を害するおそれがあると判断される。

3 本件リストを非公開とした具体的な理由について

- (1) 本件リストの 、 、 および は、事業活動に有用な営業上の公然と知られていな

い「顧客リスト」であり、この顧客リストの公開により他の事業者の参入が容易となり、顧客または取扱量の減少につながるおそれがある。

- (2) 本件リストの情報は、他の事業者が新規に事業展開を図ろうとする場合に策定する「経営戦略」に、競争関係にある事業者の各種事業活動のデータを提供することになり、このことは、新規参入事業者に有利な地位を付与し、本件リストのデータを提出した産業廃棄物処理業者の競争上の利益を損ねるおそれがある。
- (3) 本件リストにおける、 、 、 、 、 、 および は一体不可分の情報であり、本件リストを正当な利益を害さない観点で一部公開したとしても、文字または数字の羅列の公開となり、有意の情報でない。
- (4) 本把握調査および本件リストの性格は、的確な廃棄物行政を推進する上での重要な基礎データであるが、この貴重な基礎データの獲得は、より多くの産業廃棄物処理業者による任意の協力に基づき実施できるものである。したがって、本件リストが公になると、産業廃棄物処理業者の不利益またはそのおそれが見込まれ、調査への協力が得られなくなるおそれがある。
- (5) 条例第6条第2号ただし書において、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定められ、非公開情報から除外されるものについて規定されている。これは、特定の産業廃棄物処理業者についての情報公開請求であれば、適用することもあるかと考えるが、本件公開請求の場合は、産業廃棄物処理業者全般に関するものであり、ただし書の規定に該当するものとは認められない。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が県内の産業廃棄物の発生、移動および処理状況を把握

し、廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的に、産業廃棄物処理業者に対し、一年間の処理実績について任意調査を行い、その調査結果を各年度ごとに業務報告書として取りまとめたものである。

実施機関が非公開とした本件リストは、この業務報告書の一部であり、その内容は上記第2-2-(2)に記載されているとおりである。

(3) 非公開とした理由について

実施機関が平成16年10月18日に行った「公文書一部公開決定」では、非公開理由として、

()個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第1号該当)。

()法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号該当)。

としていたが、同年11月22日に実施機関から提出された理由説明書において、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第6条第1号でなく条例第6条第2号に規定されることから、()の非公開理由を取消すこととしたい旨の申し出がなされ、平成17年1月7日に異議申立人から提出された理由説明書に対する反論書において取消しに同意しているため、当審査会は()の非公開理由について検討する。

(4) 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、『ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』、『イ 実施機関の要請を受けて、公にしないことの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの』」が記録されている場合は原則として非公開とすることを定めている。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

実施機関は、本件リストに記載されている情報について、条例第6条第2号アに該当し、また、ただし書に該当しない旨を主張している。一方、異議申立人は、条例第6条第2号アに該当しない、あるいは該当しても同号ただし書に該当する旨を主張している。そこで、条例第6条第2号アおよびただし書の該当性について検討する。

ア 条例第6条第2号アの該当性について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」は、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない(廃棄物処理法第3条第1項)、事業者はその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、知事の許可を受けた収集運搬業者や処分業者に委託しなければならない(廃棄物処理法第12条第3項)、産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない(廃棄物処理法第14条第12項)と規定し、産業廃棄物の処理につい

ことが相当と考える。

以上のように、本件リストの 、 、 および の項目欄に記載されている情報を公開すると取引関係が明らかになり競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるため、条例第6条第2号アに該当すると認められる。

次に、二点目の「営業実績に係る情報」について検討する。

産業廃棄物の種類、処理方法および量が公になると、産業廃棄物処理業者の営業実績や経営状況が推測される可能性は否定できないが、あくまで推測の域を出るものではなく、営業実績や経営状況が確実に明らかになるとまではいえない。

また、前述のように、住民にとって、産業廃棄物の処理に関する情報は関心が高く、廃棄物処理法の趣旨および産業廃棄物処理業に内在している社会的責任からみても、非公開とすることにより保護される産業廃棄物処理業者の権利利益より、公開することの公益性ができるかぎり優先されるべきである。

こうした点を考慮すると、上記の内容程度の産業廃棄物の種類、処理方法および量に関する情報を公開しても産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

本件リストのその他の項目欄についても、公にすることにより、産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件リスト から および から の項目欄に記載されている情報は条例第6条第2号アに該当するとは認められない。

イ 条例第6条第2号ただし書の該当性について

条例第6条第2号アに該当するとした本件リスト 、 、 および の項目欄に記載されている情報について、ただし書の該当性を検討する。

ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、人の生命、健康、生活または財産に現実に被害が発生している場合またはそのおそれがある場合を含むと解されるが、このおそれは、客観的、具体的に認められるものでなければならぬと考える。

本事案の場合は、県が実施した把握調査に応じた全ての産業廃棄物処理業者に関する情報が公開請求の対象となっており、異議申立人から客観的、具体的な被害の発生またはそのおそれについての主張もない。

したがって、上記の客観的、具体的な被害の発生またはそのおそれは認められず、ただし書には該当しないというべきである。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成16.11.1	・実施機関から諮問を受けた。

11.22	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17. 1. 7	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
6.10 (第126回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
7.22 (第127回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
8.31 (第128回審査会)	・実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取した。 ・異議申立人等から意見を聴取した。
9.29 (第129回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
10.26 (第130回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
11.30 (第131回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
12.26 (第132回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成18. 1. 30 (第133回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

別表 非公開とされた部分のうち公開すべき部分

本件リストの表頭の項目名および次の各項目欄の内容

「年：整理」欄

「収処」欄

「許可全国」欄

「会社名」欄

「住所」欄

「業区分」欄

「振興局」欄

「公民」欄

「廃棄物名（代表）」欄

「特管」欄

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「処理方法（代表）」欄

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「量（単）」欄

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「量（t）」欄

答申第27号
(諮問第32号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が、「9月25日 志賀町大物区意見交換会録音テープ」(以下「本件対象公文書」という。)の全部を非公開とした決定について、個人(滋賀県職員(職務で志賀町大物区意見交換会に参加した職員)および志賀町長を除く)の発言部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成16年10月1日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

同年10月18日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定し、条例第6条第1号および条例第6条第6号に該当する情報が含まれていることを理由として、非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年10月20日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分において非公開とした処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1) 志賀町大物区意見交換会について

志賀町大物区意見交換会(以下「意見交換会」という。)は、全く非公開に行われるべきものでもなく、非公開を想定して開催されたものではない。むしろ住民に対して積極的に参加を促し、公の場を設定し、志賀町栗原地先に計画されている廃棄物処理施設整備計画についてより詳しくあらゆる疑問や問題点を浮き彫りにして住民とともに解決して行こうとする実施機関側の意図を明確に示している。

本件対象公文書に記録されている 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明の部分については全く非公開にする理由は存在しない。一律的に全面非公開とした処分は明らかに誤りであり、条例前文の趣旨を自ら否定していると言わざるを得ない。実施機関

の主張をくみ取ったとしても、意見交換会の部分のみがその非公開対象だと推量できる。しかし、の部分についても個別に検討すれば個人の名前あるいは発言や言い間違いなどを消せば公開できる。

担当職員発言内容、参加者発言内容ともに個人的な利益や権利を含むことは殆どあり得ず「個人の利益や権利を害する」という条項には該当しない。むしろ当該事務事業（廃棄物処理施設整備計画）に絞られた形になり、公的な意思形成を目指したものといえるし、他の地区住民や県民に様々な疑問、意見を積極的に知らせることは事務事業推進に有意義なことといえる。

(2) 条例第6条第1号該当性について

意見交換会は、公開で開催されているものであり、そこに記録された発言は個人に関する情報に該当しない。

区単位で開催されたものであるので参加者は誰がどのような発言をしたかを知っているし、発言者もその場で個人の権利や利益のことではなく公の利益という観点から発言しているという意識を当然持っているので公にされることを想定もしくは許容していると解される。その場にいた参加者に個人が識別されること、発言者がそのことを容認していることから今更秘密にする必要は生じない。

意見交換会参加者以外の者にとっては当該録音テープを聞いても誰が発言しているのが全くわからないというのが実情である。そもそも誰が発言しているかが重要視されるのではなくどのような発言がなされているかが注目されているのである。

以上の理由から実施機関の主張は、条例第6条第1号に該当しない。

(3) 条例第6条第6号該当性について

情報の公開が、短絡的に、今後、県が実施する住民との意見交換会において、自由闊達な意見交換を阻止することにはならず、むしろ、各地区で分断して行われている意見交換会の情報を隠蔽することは、正確な情報を住民に公開するという意見交換会の趣旨に悖るものと考えられる。

事前に参加者の了解を得ず、録音作業を秘密に行ったということのほうが重大問題であり、参加者の権利を侵害している。盗録していたから公開できないともとれる実施機関の主張は到底納得できるものではない。

個人が特定されないことからそこで想定されている様々な支障は生じない。またそこで交わされる意見は事務事業に限定されていることは容易に想像でき、それらの情報はより多くの人に知らされて大きな意味を持つ。即ち積極的に公開されることによって事務の円滑が期待できるのである。

実施機関の主張は個人が特定されるとの仮定からのおそれを述べているに過ぎず失当であるが、あえて反論すれば、そもそもこの当該事業計画は県が住民に何らかの事前説明や計画発生段階からの情報を提示することなく強硬に志賀町栗原地区を選定してしまい、町内を混乱させ、分裂させてしまったのである。それらの原因は早期からの情報公開がなされなかったことからで、本条例の趣旨、目的を全く正しく理解していなかったことから始まっている。非公開を最小限にとどめ、原則公開という理念を実践するようになれば事務の円滑な遂行がよりいっそう図られる。

引き続き意見交換会を行う予定とのことだが、それならまず秘密に録音することを止

め、意見交換会の重要性を十分説明し、公開されることを前提としていることを伝えるべきである。そのことで自由に意見が言えなくなるとのおそれについては、そもそもその場では何でも話していいわけではない。公に発言するに値しないような内容の発言までさせる必要はない。公のことを公に対して発言するのであるからその点に限れば全く支障は生じない。産業廃棄物の処分場を建設するかどうかという県の事業を説明するような場であり、自由闊達と言っても、はみ出て話すような場ではないため公開が原則で、誰に聞かれて困るという話ではない。

以上の理由から条例第6条第6号の事務の円滑な遂行を阻害する情報には該当しない。

(4) その他

テープの提示をしないことは、真実の情報を隠匿・改ざんするおそれありとするため、情報の全面公開を求める。

公職につくものが職務上作成したものは、県民の共有財産であり、公開されて当然な「公文書」であるにもかかわらず、非公開とされ、またその理由が、担当者の恣意的な判断で変化するのは、あってはならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

(1) 意見交換会について

意見交換会は、本件廃棄物処理施設整備計画について、滋賀県、財団法人滋賀県環境事業公社、志賀町から住民に正確な情報を伝えるとともに、住民からの率直な意見や疑問を伺い、自由闊達な意見交換を行うために開催しているものである。

意見交換会は区長の協力の上、各区ごとに開催しており、概ね 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明、 意見交換の順で、所要2時間程度で進行されている。平成16年9月25日開催の大物区における意見交換会は約40名の住民の参加により実施されている。

意見交換会の概要を作成するための備忘録として録音していることから、「意見交換の部分」を録音している。なお、「大物区」の録音テープについては、町長の挨拶後、県の説明に入る前に、区長と住民の間で、会の周知の方法などについて議論が交わされており、その部分も録音されている。

当該テープには住民の意見や疑問に答える形の「意見交換の部分」が録音されているが、住民の質問に対し、行政側が答えるというQ & A方式で進行されており、行政側の答の部分のみを切り取ることで、住民側の意見や疑問を示さず、行政側の発言部分のみを羅列することは、意見交換に関する情報としては不正確であると判断した。

(2) 条例第6条第1号該当性について

本件対象公文書は、特定の個人の発言した内容が音声により記録されている。この発言の中には、自ら氏名を名乗ることや前後の発言の内容により特定の個人の発言であると思われる場合があるほか、そうでない場合でも、区単位で意見交換会が開催されていることから、肉声により発言者を特定することが可能である。よって、本件対象公文書に記録された発言は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することが可能なものであるた

め、条例第6条第1号に該当する。

なお、異議申立人は「公開で開催されているから、本件対象公文書を公開すべき」と主張されているようであるが、意見交換会は大物区という特定の地域において、大物区の住民を対象に開催したものであり、いわゆる広く一般に公開されたものではない。

(3) 条例第6条第6号該当性について

本件対象公文書は、職員が会議概要を作成するための備忘録として録音したもので、参加者に対し、了解を得て録音したのではない。ただし、住民の方の前にテープレコーダーを置いていたので見える状況になっており、区長には概要を作成するという話をしており、事前に承知してもらっていたと考えている。

本件対象公文書を公開するとした場合には、個々の発言について発言者が特定されるのみならず、発言の語気・語調、発言に対する場の反応、言い間違いまで含めてすべてが公にされることにより、発言者は常に慎重にならざるを得ず、その場で着想を得た意見や直感に基づく意見を含めて自由闊達に意見を述べ合うことを期待することは困難となる。

廃棄物処理施設整備計画については、これを争点の一つとして、町長リコールや二回の町長選挙執行など重要な問題となっており、この計画に対する様々な意見が志賀町内に存在し、特定の個人を識別することが可能な本件対象公文書を公開すれば、個人の意見や考え方が明らかになり、その者に対する有形無形の不愉快な影響も懸念されることから、自由闊達に意見を述べ合うことを期待することは困難となる。県としては、個人の情報を守ることはもちろんのこと、住民に対する有形無形の不愉快な影響を懸念したところである。

上記の理由により、今後も引き続き実施する予定である意見交換会等の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。

なお、異議申立人は、「意見交換会の内容を記録したテープを公開しないことは、意見交換会の趣旨にもとる」との主張をしていると理解するが、上述のとおり、公開しないことこそが、県と住民との自由闊達な意見交換という開催趣旨を担保できるものである。

(4) その他

本件対象公文書と同時に請求のあった「9月2日 志賀町区長会会議録音テープ」については、志賀町区長会の会議において、会議録を作成して公開することを参加者で了承されていることから、これを公開したものである。

異議申立ての理由として「テープを公開しないことは、真実の情報を隠匿・改ざんするおそれあり」との主張をされているが、これは、本件対象公文書が条例第6条第1号および第6号に該当しないという具体的な理由には当たらないと思料する。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政

の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「9月25日 志賀町大物区意見交換会録音テープ」である。

当該意見交換会は、大物区長、大物区の住民、滋賀県職員、志賀町長、志賀町職員、財団法人滋賀県環境事業公社職員が参加し、区長挨拶、志賀町長挨拶、県からの説明、意見交換の順で進行されたものである。

当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、本件対象公文書には から のうち、主に 意見交換の部分が記録されているが、その前に行われた大物区長および志賀町長と住民の間で行われた会の周知方法等に関するやりとりも記録されていることが認められる。また、本件対象公文書には、大物区長、大物区の住民、滋賀県職員、志賀町長の発言が記録されている。志賀町職員および財団法人滋賀県環境事業公社職員の発言は、本件対象公文書には記録されていない。

なお、実施機関は当該意見交換会の 意見交換の部分を中心に概要をまとめた会議概要を作成しているが、これについては、本件公開請求とは別に異議申立人の求めに応じて既に情報提供されている。

実施機関は、条例第6条第1号および条例第6条第6号に該当する情報が含まれているとして本件対象公文書全体を非公開にすべきであるとしており、以下、非公開情報該当性について検討する。

(3) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」が記録されている場合は、原則として当該公文書を公開しないことを定めたものである。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

実施機関は、本件対象公文書に記録されている情報について、条例第6条第1号本文に該当する旨を主張している。一方、異議申立人は、条例第6条第1号本文に該当しない旨を主張している。また、異議申立人は、同号ただし書のいずれかに該当するとの主張は

明確には行っていないものの、ただし書アおよびウに該当するととれる主張を行っている。よって、本号ただし書アおよびウの該当性についても検討する。

ア 条例第6条第1号本文該当性について

実施機関の説明によれば、本件に係る意見交換会は、志賀町大字栗原地先に計画されている廃棄物処理施設整備計画について、住民に正確な情報を伝えるとともに、住民からの率直な意見や疑問を聴取することなどを目的として開催されたものである。同計画に係る問題は、計画の賛否を巡って町内で様々な意見の対立があるなど、町を二分するような複雑な問題であることがうかがわれる。

本件公開請求は、志賀町大物区で開催されたこうした意見交換会における発言が記録された録音テープの公開を求めたものである。

実施機関は、本件対象公文書は特定の個人の発言した内容が肉声により記録されたもので、この発言の中には、自ら氏名を名乗ることや前後の発言の内容により特定の個人の発言であることがわかる場合があるほか、そうでない場合であっても、区単位で意見交換会が開催されていることから、肉声により発言者を特定することが可能であるとして、本件対象公文書に記録された発言は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することが可能なものであると主張する。

それに対して異議申立人は、意見交換会参加者以外の者にとっては当該録音テープを聞いても誰が発言しているのかは特定できず、発言には個人識別性がない旨を主張する。

たしかに、本件対象公文書に記録されている発言は、意見交換会参加者や地域住民等の関係者であれば発言内容や肉声から発言者を特定することが可能であるものの、そうした関係者以外の者であれば録音テープに記録された肉声のみをもって個人を識別することは通常不可能と考えられる。

しかしながら、本件に係る意見交換会が扱う廃棄物処理施設整備計画に係る問題は、これを争点の一つとして町長の解職請求や二回の町長選挙執行が行われるなど、町を二分するような問題となっていたことがうかがわれるところであり、本件対象公文書は、こうした非常に複雑な問題を扱った意見交換会において参加者が自らの意見、考え方等を述べた発言を記録したものであり、しかも、当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、参加者より録音は行わずオフレコで行いたい旨の発言があるなど参加者の中には外部への公表を望まない者もいるという状況下で録音されたものであったことが認められるものである。

このようなことから、関係者以外の者であれば特定の個人が識別されないからといって公開すると、一部の関係者によって特定の個人が識別され、結果として個人の意見や考え方が明らかになり、有形無形の不愉快な影響が及ぼされるなど、個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえない。つまり、本件対象公文書に記録された情報の個人識別性は、当該意見交換会で発言した住民と他の参加者、あるいは地域住民との間において格別に問題となるという特殊性を有しているものであると考えられる。

このように関係者以外の者であれば個人を識別できない場合でも、関係者によって個人が識別され、権利利益が侵害されることこそが特に問題となるような事案については、関係者が特定の個人を識別できることをもって、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当すると判断するのが相当である。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、いずれも条例第6条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第6条第1号ただし書ア該当性について

異議申立人は、意見交換会は、公開で開催されているものであり、そこに記録された発言は個人に関する情報に該当せず、また、区単位で開催されたようであるので参加者は誰がどのような発言をしたかを知っているし、発言者もその場で個人の権利や利益のことではなく公の利益という観点から発言しているという意識を当然持っているので公にされることを想定もしくは許容していると解されるなどと主張する。

しかしながら、本件に係る意見交換会は、大物区という特定の地域において、大物区の住民を対象に開催したもので、このような出席者の範囲が限定された会合での発言が広く一般に公開されることを発言者が想定もしくは許容しているとは通常考えられない。また、個人情報であるという点に関しては、仮に発言者が公の利益という観点から発言しているという意識を持って発言していたとしても変わりはない。

また、異議申立人は、その場にいた参加者によって個人が識別されること、発言者がそのことを容認していることから今更秘密にする必要は生じないなどと主張する。

たしかに、会合の場で発言する以上、その場にいた参加者に発言者である個人が識別されるのは当然のことである。しかしながら、そのようなことがそこでの発言内容を広く一般に公開すべきとする理由になるとは考えられない。また、この主張は、前述したように参加者より録音は行わずオフレコで行いたい旨の発言があるなど参加者の中には外部への公表を望まない者もいたという事実を考慮すると妥当とは考えられない。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報は、いずれも条例第6条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

ウ 条例第6条第1号ただし書ウ該当性について

異議申立人は、本件対象公文書に記録されている 区長挨拶、 志賀町長挨拶、 県からの説明の部分については全く非公開にする理由は存在せず、また、担当職員発言内容、参加者発言内容ともに個人的な利益や権利を含むことは殆どあり得ず「個人の利益や権利を害する」という条項には該当しないと主張している。

そこで、本件対象公文書に記録される情報のうち、ただし書ウに該当するものがあるか否かについて検討する。

まず、大物区の住民が一私人として行う発言が、ただし書ウに該当しないことは明らかである。また、志賀町における区長は公務員には該当しないものであるため、大物区長が区長として行う発言についても、ただし書ウには該当しない。

次に公務員である滋賀県職員および志賀町長の発言部分がただし書ウに該当するか否かについて検討する。

当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、志賀町長の発言内容は、意見交換会の周知方法に係る住民からの質問に対する回答と閉会時の挨拶であり、滋賀県職員の発言は、廃棄物処理施設整備計画に係る住民からの質問に対する回答であることが確認できた。これらの発言内容の全てが、公務員として行われた職務上の発言であると認められる。

以上のことから、本件対象公文書に記録された情報のうち、滋賀県職員および志賀町

長の発言部分については、条例第6条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

(4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

実施機関は、本件対象公文書を公開すれば、今後県が実施する住民との意見交換会等において、自由闊達な意見交換を期待することが困難となり、事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張し、一方、異議申立人は、公開したとしても今後県が実施する住民との意見交換会等において、自由闊達な意見交換を阻止することにはならないと主張している。

なお、本件対象公文書に記録された発言部分のうち、個人（滋賀県職員および志賀町長を除く）の発言部分については、前述したとおり条例第6条第1号に該当し、非公開情報となるものであり、この部分は、条例第6条第6号該当性を判断するまでもなく非公開が妥当と判断できる。

よって、以下、条例第6条第1号で非公開情報に該当しないと判断した滋賀県職員および志賀町長の発言部分についてのみ、条例第6条第6号該当性について検討する。

本件対象公文書に記録される情報のうち、滋賀県職員および志賀町長の発言については、前述したように、公務員として行われた職務上の発言であり、条例第6条第1号に基づく非公開情報には該当しないが、そうした発言が公開されると、区長や住民の発言が公開される場合と同様に自由闊達な意見交換ができなくなるなどといったおそれがあるか否かを検討する必要がある。

滋賀県職員および志賀町長の発言内容は、住民からの質問に対する回答や閉会の挨拶である。ここで、これらの発言部分が公開されることが条例第6条第6号に該当する場合は、参加者からの質問に対する回答によって参加者である個人が識別される場合や、滋賀県や志賀町の考え方が聴く者によって誤解され、そのことによって意見交換会の開催に係る事務の円滑な遂行に支障が出る場合をいうと考えられる。

そこで、当審査会が本件対象公文書の内容を確認したところ、参加者からの質問に対する回答によって、質問をした個人が識別されるような発言は認められなかった。また、たしかに、意見交換会は、住民の質問に対して行政側が答えるというQ & A方式で進行されているものであり、行政側の回答の部分のみを切り取ると、質問と一体でないかたちで回答の部分だけが出るため、その意味を正確に捉えることができず、場合によっては説明の断片を捉えられて誤解されてしまうなどといった可能性は一般的には否定できない。

しかしながら、本件対象公文書の場合、滋賀県職員および志賀町長の発言部分のみが公開されることで、意味の把握が困難な部分や不正確な部分があるとしても、それゆえに回答の趣旨等が誤解されるとまでは認められない。特に本件の場合、本件対象公文書をもとに作成された住民側の質問や意見、行政側の回答などをまとめた会議概要が公開されていることから、この会議概要と併せて確認することができ、回答の趣旨等が誤解されるなどといったおそれはほとんど考えられない。

よって、本件対象公文書に記録されている滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、公開されると意見交換会の開催に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

以上のことから、滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、条例第6条第6号に該当しないと判断する。

(5) 部分公開の可否について

条例第7条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。

ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定めている。

本件処分において非公開とされた部分のうち、滋賀県職員および志賀町長の発言部分は、前述のとおり、条例第6条第1号および条例第6条第6号で規定する非公開情報のいずれにも該当しないと判断したものである。よって、以下、大物区長および大物区の住民の発言部分のみを区分して除き、その他の部分を公開するという部分公開が可能であるか否かについて検討する。

そこで、まず、本件対象公文書に記録される非公開情報が条例第7条第1項でいう「容易に区分して除くことができる」に該当するか否かについて検討する。本件対象公文書は録音テープであり、短いやりとりの部分などで若干技術を要する部分もあるが、例えば滋賀県職員および志賀町長の発言中に住民の発言が入り混じるなどといった部分もなく、また、専門的な技術や作業を要したり、そのために多額の費用が必要になったり、さらには高度な機器等の設備を要するなどといったことはないため、区分して除くことはそれほど困難とは認められない。

よって、容易に区分して除くことができずとはいえないと考えられる。

次に、条例第7条第1項でいう「明らかに有意の情報が記録されていないと認められる」に該当するか否かについて検討する。本件対象公文書に記録されている発言部分には、短いやりとりの部分から行政側の答の部分のみを切り取ると、意味の把握が困難な部分があるとは考えられるが、聴く者によっては有意性がある可能性もあり、必ずしも有意性がないとはいえない。特に本件の場合、本件対象公文書をもとに作成された会議概要が既に異議申立人に情報提供され、住民側の質問や意見、行政側の回答などが公開されていることから、この会議概要と併せて確認することで有意性が十分に確保できると考えられる。

よって、明らかに有意の情報が記録されていないとは認められない。

以上のことから、個人（滋賀県職員および志賀町長を除く）の発言部分を非公開とし、その他の部分を公開するという部分公開を行うことは可能であると判断する。

(6) その他

異議申立人は、その他いくつか主張をしているが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

以上により「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成16年11月1日	・実施機関から諮問を受けた。
平成16年11月22日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年1月7日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成17年6月10日 (第126回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年7月22日 (第127回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年8月31日 (第128回審査会)	・実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取した。 ・異議申立人等から意見を聴取した。
平成17年9月29日 (第129回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年10月26日 (第130回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年11月30日 (第131回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年12月26日 (第132回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年1月30日 (第133回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成17年2月20日 (第134回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

資料3 情報公開制度施行18年間の推移（昭和63年度～平成17年度）

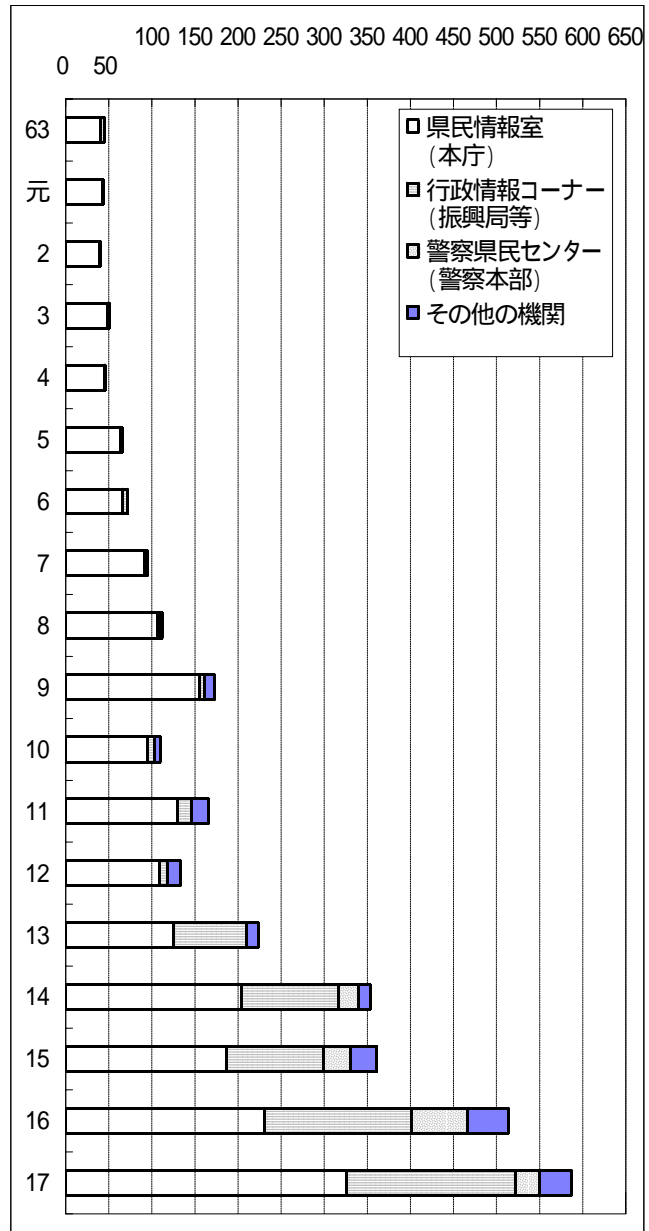
昭和63年度～平成12年度： 滋賀県公文書の公開等に関する条例

平成13年度～平成17年度： 滋賀県情報公開条例

1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成17年度）

(件)

年度	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	合計
63	40	5			45
元	42	1			43
2	39	1			40
3	49	2			51
4	45	1			46
5	63	2			65
6	66	6			72
7	91	4			95
8	106	2		4	112
9	155	6		12	173
10	95	8		7	110
11	129	17		20	166
12	109	9		15	133
13	125	84		14	223
14	204	112	24	13	353
15	186	113	31	31	361
16	230	171	65	48	514
17	326	196	28	37	587
計	2,100	740	55	201	3,189



2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成17年度）

実施機関	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
知事	45	42	39	48	46	64	69	80	98	146
政策調整部							1	8	2	12
総務部	33	31	29	25	27	9	9	17	18	21
県民文化生活部	1		9	5	8	20	31	24	19	39
琵琶湖環境部				2	1	2	4	4	6	17
健康福祉部	1	2	1	3	7	15	2	4	5	9
商工観光労働部	6	1						1	2	1
農政水産部	4	3		8	1	12	12	9	18	12
土木交通部		5		5	2	6	10	11	24	22
出納局								2	4	13
議会										
教育委員会		1		2			3	10	10	24
選挙管理委員会				1						
人事委員会			1							
監査委員						1		5	4	3
公安委員会										
警察本部長										
地方労働委員会										
収用委員会										
海区漁業調整委員会										1
内水面漁場管理委員会										
公営企業管理者										
合計	45	43	40	51	46	65	72	95	112	174

実施機関	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
知事	90	139	126	209	281	308	405	506	2,741
政策調整部	5	2	2	3	5	9	13	20	82
総務部	10	18	31	10	6	19	16	20	349
県民文化生活部	17	19	7	4	3	3	10	10	229
琵琶湖環境部	25	45	48	72	86	51	99	59	521
健康福祉部	4	4	9	57	87	37	64	96	407
商工観光労働部	1	1		3	2	2	1	3	24
農政水産部	7	11	4	9	18	19	23	27	197
土木交通部	11	34	22	50	74	166	178	271	891
出納局	10	5	3	1		2	1		41
議会		1	4	4	15	7	19	12	62
教育委員会	17	16	2	6	13	6	29	82	221
選挙管理委員会		2	2	7	20	16	7	19	74
人事委員会	1	2						2	6
監査委員	1				2	1		3	20
公安委員会								1	1
警察本部長					25	33	65	27	150
労働委員会		1							1
収用委員会	1								1
海区漁業調整委員会		2			1				4
内水面漁場管理委員会					1				1
公営企業管理者		3		1			3	4	11
合計	110	166	134	227	358	371	528	656	3,293

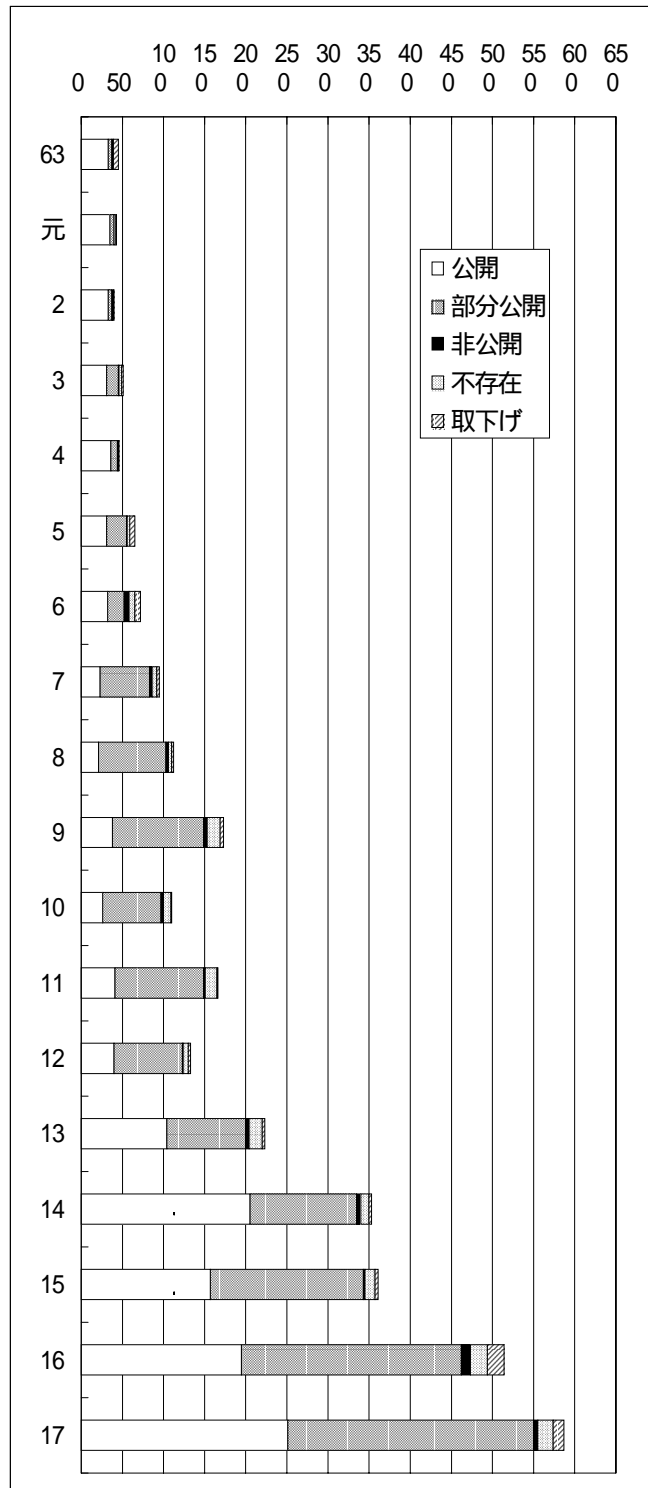
注 1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が公文書公開請求件数より多くなっている。

平成14年度までの政策調整部の件数は、直属であったときの件数、平成14年度までの県民文化生活部の件数は、企画県民部のものである。

各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。

3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成17年度）

年度	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	件数
63	33	4	2		6	45
元	35	5		2	1	43
2	33	4	2		1	40
3	31	14	1	3	2	51
4	36	8		1	1	46
5	31	24	1	3	6	65
6	32	20	6	7	7	72
7	23	60	3	6	3	95
8	21	82	3	4	2	112
9	38	111	4	16	4	173
10	26	71	3	9	1	110
11	41	108	2	14	1	166
12	40	83	1	6	3	133
13	104	96	4	16	3	223
14	205	130	5	10	3	353
15	157	186	2	12	4	361
16	195	267	11	21	20	514
17	251	299	5	19	13	587
計	1,332	1,572	55	149	81	3,189



4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成17年度）

非公開理由	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個人情報 (条例第6条第1号)	3 42.9%	5 38.5%	2 14.3%	12 35.3%	7 36.8%	15 31.9%	16 37.2%	38 40.0%	71 39.2%	82 29.5%	59 36.0%	88 46.1%
法人情報 (条例第6条第2号)	2 28.6%	4 30.8%	0 0.0%	12 35.3%	3 15.8%	9 19.1%	10 23.3%	17 17.9%	38 21.0%	65 23.4%	43 26.2%	34 17.8%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	1 14.3%	3 23.1%	0 0.0%	9 26.5%	2 10.5%	11 23.4%	5 11.6%	18 18.9%	35 19.3%	72 25.9%	39 23.8%	53 27.7%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	0 0.0%	0 0.0%	4 28.6%	0 0.0%	1 5.3%	6 12.8%	4 9.3%	6 6.3%	7 3.9%	11 4.0%	6 3.7%	1 0.5%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	1 14.3%	1 7.7%	4 28.6%	0 0.0%	2 10.5%	6 12.8%	8 18.6%	14 14.7%	29 16.0%	43 15.5%	15 9.1%	14 7.3%
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	0 0.0%	0 0.0%	4 28.6%	0 0.0%	3 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.1%	1 0.6%	3 1.1%	2 1.2%	1 0.5%
合 計	7 100%	13 100%	14 100%	34 100%	19 100%	47 100%	43 100%	95 100%	181 100%	278 100%	164 100%	191 100%

非公開理由	12年度	合計
個人情報 (条例第6条第1号)	67 42.1%	465 37.3%
法人情報 (条例第6条第2号)	44 27.7%	281 22.6%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	38 23.9%	286 23.0%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	1 0.6%	2 0.2%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	- -	3 0.2%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	3 1.9%	49 3.9%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	5 3.1%	142 11.4%
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	1 0.6%	17 1.4%
合 計	159 100%	1,245 100%

非 公 開 理 由	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
個人に関する情報 (条例第6条第1号)	83 56.1%	86 52.4%	141 56.9%	195 53.1%	217 45.4%	722 51.4%
法人等に関する情報 (条例第6条第2号)	55 37.2%	45 27.4%	64 25.8%	101 27.5%	142 29.7%	407 29.0%
公共の安全等に関する情報 (条例第6条第3号)	0 0.0%	8 4.9%	9 3.6%	25 6.8%	10 2.1%	52 3.7%
法令秘に関する情報 (条例第6条第4号)	1 0.7%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.3%	4 0.8%	7 0.5%
審議、検討等に関する情報 (条例第6条第5号)	1 0.7%	1 0.6%	5 2.0%	4 1.1%	2 0.4%	13 0.9%
事務または事業に関する情報 (条例第6条第6号)	8 5.4%	23 14.0%	29 11.7%	41 11.2%	103 21.5%	204 14.5%
合 計	148 100%	164 100%	248 100%	367 100%	478 100%	1,405 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由となります。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。

5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況（昭和63年度～平成17年度）

年度	不服申立ての状況					情報公開審査会										実施機関の処理					
	不服申 立て係 属件数	内訳		諮問前 取下げ	未諮問	諮問 係属 件数	内訳		諮問の 取下げ	答申 件数	内訳				審議中	決定 裁決	内訳				未処理 (答申後)
		前年度 からの 繰越件数	当年度中 申立て 件数				前年度 からの 繰越件数	当年度中 諮問件数			原処分 妥当	一部 取消し	取消し	却下			認容	一部 認容	棄却	却下	
63年度	2	-	2			2	-	2	2		2				2		2				
元年度																					
2年度	1		1			1		1	1	1					1			1			
3年度	1		1			1		1	1		1				1		1				
4年度																					
5年度	2		2			2		2	1 (2)	1 (2)					2			2			
6年度	3		3		1	2		2	1	1			1	1	1			1			
7年度	3	2	1			2	1	1	2	1	1			2 <1>			2 <1>			1	
8年度	6	1	5			4		4	1	2	1		1	3 <1>		1	1 <1>		1		1
9年度	4	2	2			3	1	2		1		1		2	1			1			1
10年度	5	3	2			4	2	2		2		2		2	1			1			2
11年度	6	4	2			4	2	2	2	1			1	3	1	2					
12年度	3	1	2			3	1	2		2		1	1	2	2	1			1		
13年度	5	1	4		1	4	1	3		1		1		3	1	1					
14年度	10	4	6	2	1	7	3	4	1	4		1	2	1	2	2	1		1		2
15年度	4	4		1		2	2			2	1	1			2	2					2
16年度	6		6			6		6						6	2		1	1			
17年度	18	6	12	2	5	11	6	5		4	1	3			4		2	2			
計	-	-	51	5	-	-	-	39	4	27 (24)	7 (7)	14	3	3	-	30 <2>	3	12	12 <2>	3	-

注 ()内の件数は、処理された事案数を表したもの（併合審理により答申1件で複数の諮問事案が処理されたものがあるため）、< >内の件数は、実施機関が審査会に諮問せずに決定した件数で内数を表したもの。

6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況（昭和63年度～平成17年度）

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
1	昭和63年2月12日付け滋賀県指令八農第5163号（農地転用不許可処分）につき知事が参考にした農業委員会の「O氏関係農舎経緯書」	知事	異議申立て S63. 6.27	答申第1号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.20	諮問 S63. 6.30	開催回数 5回 処理日数 231日	
2	昭和62年1月1日から同年12月31日までの間に能登川町農業委員会が県知事に進達した農地法第4条または第5条の許可申請書及びその添付書類たる意見書	知事	異議申立て S63. 7. 6	答申第2号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.30	諮問 H元. 2.15	開催回数 5回 処理日数 225日	
3	第6次空港整備五箇年計画に関する運輸省のヒアリングのために県が作成し、提出した「空港計画平面図」	知事	異議申立て H 2. 7.27	答申第3号 原処分妥当 H 2.12.26	棄却 H 3. 1.21
		非公開 H 2. 7.20	諮問 H 2. 8. 2	開催回数 4回 処理日数 147日	
4	平成2年6月15日より開始された第6次空港整備五箇年計画に対する県提出のヒアリング資料の内「びわこ空港計画平面図」	知事	異議申立て H 3. 5. 7	答申第4号 一部取消し H 4. 2.21	一部認容 H 4. 3.19
		非公開 H 3. 3. 6	諮問 H 3. 5.27	開催回数 6回 処理日数 271日	
5	集落整備構想(日野・蒲生)平成4年度分補助金報告書	知事	異議申立て H 5. 8.13	答申第5号 (諮問第6号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.15	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	
6	「92年4月から93年3月までに県と町および集落との覚書・確認書等の交換した文書のすべて」および「農村下水道整備補助金(蒲生町の地元名および空港関連受益者負担金に関する文書・明細・確認書等)」	知事	異議申立て H 5. 8.24	答申第5号 (諮問第5号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.24	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
7	滋賀県公文書公開審査会議事録（第24回～第29回）	知事	異議申立て H 6. 6.10	答申第6号 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6.12.20
		非公開 H 6. 4.25	諮問 H 6. 6.16	開催回数 4回 処理日数 173日	
8	空港整備事務所の折衝費の明細・領収書等（平成5年度）	知事	異議申立て H 6. 7. 1	答申第7号 原処分妥当 H 7. 5.10	棄却 H 7. 5.31
		非公開 H 6. 5.30	諮問 H 6. 7.11	開催回数 7回 処理日数 303日	
9	空港基本計画関連資料（運輸省資料）	知事	異議申立て H 7. 5.29	答申第8号 一部取消し H 8. 3.29	一部認容 H 8. 5.29
		部分公開 H 7. 5.15	諮問 H 7. 6.16	開催回数 9回 処理日数 287日	
10	（仮称）びわ湖ホール開設準備担当滋賀県顧問の報酬支給明細書（平成7年4月以降）	教育委員会	異議申立て H 8. 5. 2	答申第9号 却下 H 8.11.21	却下 H 8.11.29
		非公開 H 8. 3. 6	諮問 H 8. 6. 4	開催回数 4回 処理日数 178日	
11	水稻航空防除実施地図1/10,000（平成3年～7年度分）	知事	異議申立て H 8. 6.24	答申第10号 原処分妥当 H 9. 3.31	棄却 H 9. 4.17
		不存在通知 H 8. 6.12	諮問 H 8. 8.22	開催回数 5回 処理日数 222日	
12	平成7年度道路課の食糧費の支出に関する書類	知事	異議申立て H 8. 8. 6 取下げ H 8.10.18	-	-
		部分公開 H 8. 6.27	諮問 H 2. 8.28 取下げ H 8.10.30	-	
13	県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に係る支出負担行為兼支出命令決議書	知事	異議申立て H 8.11.15	答申第11号 一部取消し H10. 3.31	棄却 H10. 5.25
		非公開 H 8.10.29	諮問 H 8.12. 3	開催回数 12回 処理日数 484日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
14	平成8年度の知事交際費の支出書類	知事	異議申立て H 9. 8.11	答申第12号 一部取消し H11. 3.30	一部認容 H11. 4.16
		部分公開 H 9. 6.17	諮問 H 9. 8.27	開催回数 14回 処理日数 580日	
15	「平成8年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(文部省からの調査依頼文・県から市町村教育委員会への調査依頼文・各市町村教育委員会別の調査集計を含む)」の部分公開決定処分のうち「登校拒否」の部分公開に係る部分	教育委員会	異議申立て H10. 3.16	答申第13号 一部取消し H11. 3.30	一部認容 H11. 4.23
		部分公開 H10. 1.20	諮問 H10. 3.27	開催回数 8回 処理日数 368日	
16	平成9年度及び10年度分直近の警察本部の需用費にかかる支出負担行為兼支出命令決議書、支出命令決議書精算書・確認書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、更正決議書(支出更生)	知事	異議申立て H11. 1.21	答申第15号 一部取消し H12. 8.11	一部認容 H12.10. 3
		部分公開 H10.11.20	諮問 H11. 1.29	開催回数 11回 処理日数 559日	
17	(株)に係るダイオキシン類煙道排ガス調査結果	知事	異議申立て H11. 1. 5	答申第14号 取消し H11.10.15	認容 H11.12.17
		非公開 H10.11.19	諮問 H11. 2. 1	開催回数 9回 処理日数 257日	
18	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の試験結果及び順位	人事委員会	異議申立て 補正 H11. 5.31 (当初 H11. 4. 9) 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 3. 5	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
19	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の採点項目及びその結果(各試験の中の詳細項目)	人事委員会	異議申立て H11. 6.18 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 5.31	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	
20	平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙・本選挙における投票録・開票録・有権者名簿	知事	異議申立て H12.11.27	答申第17号 一部取消し H14. 2.13	一部認容 H14. 3. 5
		非公開 H12.11.13	諮問 H12.12.11	開催回数 9回 処理日数 429日	
21	滋賀県原子力防災懇話会(第1回～第4回)の録音記録	知事	異議申立て H12.10.20	答申第16号 却下 H13. 3.16	却下 H13. 3.29
		却下 H12. 8.21	諮問 H12.12.27	開催回数 2回 処理日数 78日	
22	「要介護認定における一次判定用ソフトウェア(通信機能に係る部分を除く)」	知事	異議申立て H13. 8.28 取下げ H14. 6.11	-	-
		非公開 H13. 7.25	諮問 H13. 9.20 取下げ H14.6.18	-	
23	「大津市 町 申請官民境界申請場所(申請場所の分る書類)平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会箇所」	知事	異議申立て H13. 6. 4	答申第18号 却下 H14. 9.26	却下 H14.11.21
		一部公開 H13. 5.25	諮問 H13. 9.27	開催回数 8回 処理日数 365日	
24	「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」	知事	異議申立て H14. 3. 4	答申第19号 一部取消し H14.12. 6	一部認容 H15. 3.28
		非公開 H14. 2.22	諮問 H14. 3.11	開催回数 6回 処理日数 271日	
25	「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」	知事	異議申立て H14. 6.28	答申第20号 取消し H14.12. 6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14. 5.31 (H14. 4.23)	諮問 H14. 7.23	開催回数 4回 処理日数 137日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
26	「施設整備計画H12.12の欄の施設整備計画図面一切栗原地先の用地取得(18ha)に係る請求書および支払日がわかる書類一切」	知事	異議申立て H14. 7. 29	答申第21号 取消し H14.12. 6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14. 6.20	諮問 H14. 8.29	開催回数 3回 処理日数 100日	
27	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第22号 一部取消し H16. 3.26	一部認容 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7	開催回数10回 処理日数413日	
28	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験の選考基準等」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第23号 原処分妥当 H16. 3.26	棄却 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7	開催回数10回 処理日数413日	
29	「警察署捜査費関係文書」	警察本部長	審査請求 H16. 4.20	答申第24号 一部取消 H17.6.2	棄却 H17.7.7
		一部公開 H16. 3.29	諮問 H16. 5.31	開催回数 7回 処理日数220日	
30	「県立高等学校長通勤届等関係文書」	教育委員会	審査請求 H16. 9.22	答申第25号 原処分妥当 H17.9.26	棄却 H17.10.12
		非公開 H16. 8. 4	諮問 H16.10.18	開催回数 6回 処理日数367日	
31	「産廃処理状況報告リスト関係文書」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第26号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.4.4
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1	開催回数 8回 処理日数490日	
32	「意見交換会録音テープ」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第27号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.3.24
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1	開催回数 9回 処理日数 490日	

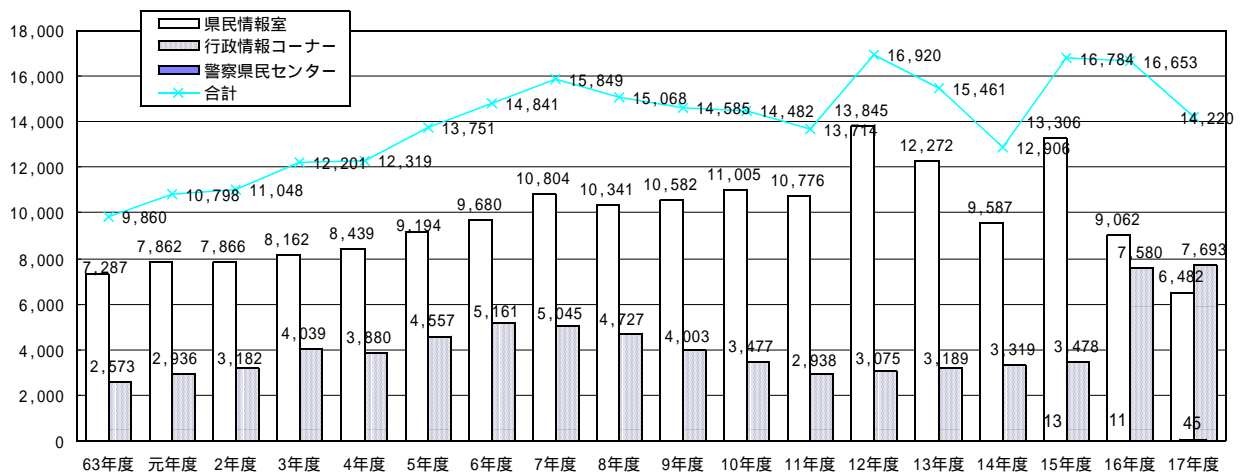
諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
33	「県立中学校出願者数総括 表関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		
34	「県立中学校入試合否判定 資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17. 2.17	審議中	
		一部公開 H17. 2.14	諮問 H17. 3.22		
35	「低入札価格調査審査委員 会の議事録関係文書」	知事	異議申立て H17. 7.8	審議中	
		一部公開 H17. 7. 1	諮問 H17. 9.16		
36	「道路台帳整備委託に係る 積算基準書等関係文書」	知事	異議申立て H17. 9. 2	審議中	
		一部公開 H17. 7. 6	諮問 H17.12.12		
37	「教育委員会会議録関係文 書」	教育委員会	審査請求 H17.10.25	審議中	
		非公開 H17.10.17	諮問 H18. 3.15		
38	「教育委員会の録音テープ (ICレコーダによる録音記 録)」	教育委員会	審査請求 H17.11.30	審議中	
		非公開 H17.10. 5	諮問 H18. 3.15		
39	「発達障害者支援法関係文 書」	知事	異議申立て H18. 2. 7	審議中	
		公開 H18. 2. 1	諮問 H18. 3.13		

7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成17年度）

【利用者数】

	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
県民情報室	7,287	7,862	7,866	8,162	8,439	9,194	9,680	10,804	10,341	10,582
行政情報コーナー	2,573	2,936	3,182	4,039	3,880	4,557	5,161	5,045	4,727	4,003
警察県民センター										
計	9,860	10,798	11,048	12,201	12,319	13,751	14,841	15,849	15,068	14,585
(日平均)	(37)	(41)	(43)	(47)	(49)	(57)	(61)	(65)	(62)	(60)

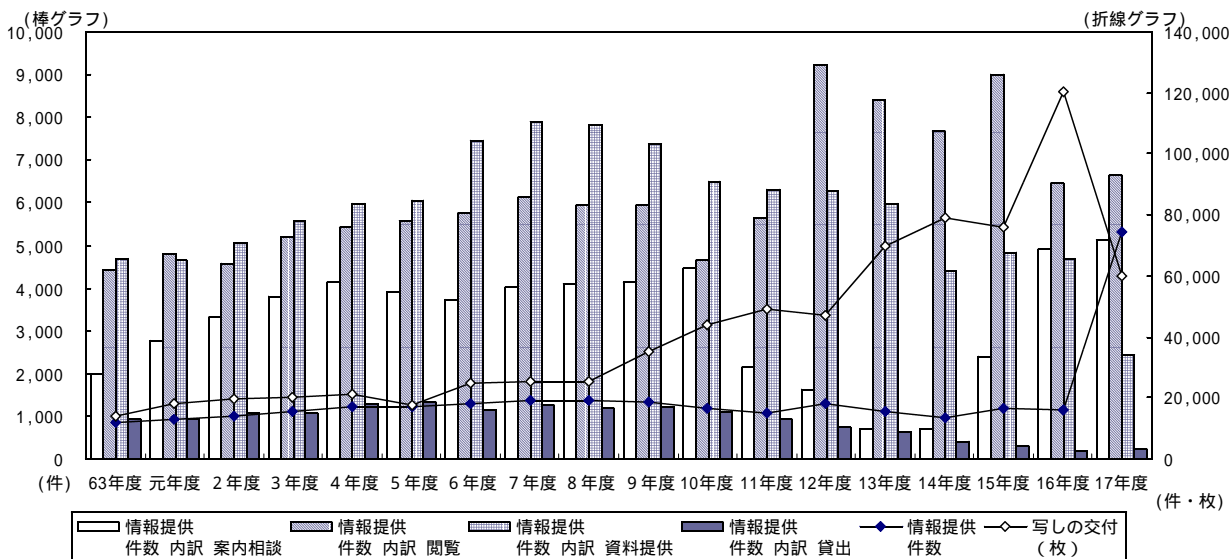
10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
11,005	10,776	13,845	12,272	9,587	13,306	9,062	6,482	176,552
3,477	2,938	3,075	3,189	3,319	3,478	7,580	7,693	74,852
					13	11	45	69
14,482	13,714	16,920	15,461	12,906	16,797	16,653	14,220	251,473
(59)	(56)	(69)	(62)	(53)	(73)	(69)	(58)	



8 情報提供の状況（昭和63年度～平成17年度）

情報提供窓口である県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターでの情報提供の状況です。

	情報提供 件数	内 訳				写しの交付 (枚)
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出	
63年度	12,012	1,980	4,429	4,676	927	13,858
元年度	13,150	2,785	4,783	4,659	923	18,082
2年度	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084	19,393
3年度	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070	20,344
4年度	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279	21,109
5年度	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338	17,376
6年度	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141	25,034
7年度	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252	25,514
8年度	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164	25,281
9年度	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227	35,054
10年度	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122	44,140
11年度	15,059	2,151	5,660	6,328	920	49,176
12年度	17,856	1,637	9,216	6,269	734	46,919
13年度	15,729	687	8,425	5,996	621	69,640
14年度	13,181	690	7,692	4,399	400	79,246
15年度	16,567	2,408	9,022	4,850	287	75,948
16年度	16,253	4,898	6,458	4,700	197	120,276
17年度	74,441	5,116	6,649	2,444	222	60,010
計	349,328	57,916	111,495	103,999	15,908	766,400



滋賀県情報公開条例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年3月28日条例第10号

平成14年10月22日条例第45号

平成15年3月20日条例第18号

平成16年8月10日条例第30号

平成16年12月28日条例第44号

平成16年12月28日条例第46号

平成17年7月15日条例第43号

平成17年7月27日条例第121号

平成18年3月30日条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 公文書の公開（第4条 第18条の2）

第3章 不服申立て（第19条 第29条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第30条 第34条の2）

第5章 雑則（第35条 第38条）

第6章 罰則（第39条）

付則

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さを学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)ならびに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたい個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の請求の方法)

第5条 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなけれ

ばならない。

(1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等または他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業または独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、

非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第 10 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前 2 項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第 11 条 前条第 1 項または第 2 項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 5 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 12 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から 45 日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨およびその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第 13 条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 10 条第 1 項の決定(以下「公開決定」

という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等および他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者(以下この条、第 20 条および第 21 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をす

るに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 1 号イまたは同条第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 8 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第 15 条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第 16 条 公開請求に係る公文書(前条第 2 項ただし書の写しを含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用者の責務)

第 17 条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(他の制度等との調整)

第 18 条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧また

は謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあっては、当該法令または他の条例に定める方法（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

（情報通信の技術の利用）

第 18 条の 2 議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、公開請求を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条の規定の例により行わせることができる。

- 2 議会は、第 10 条第 1 項、同条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条および第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第 4 条の規定の例により行うことができる。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第 18 条の 3 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等または当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てをすることができる。

第 3 章 不服申立て

（審査会への諮問等）

第 19 条 公開決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第 21 条において同じ。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第 20 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人および参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第 21 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合

について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（滋賀県情報公開審査会）

第 22 条 第 19 条第 1 項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員 7 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会は、第 1 項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

（審査会の調査権限）

第 23 条 審査会は、前条第 1 項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書または資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 24 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第 25 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第 26 条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 27 条 審査会の行う第 22 条第 1 項の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 28 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第 30 条 実施機関は、第 2 章に定める公文書の公開のほか、県政または県が設立した地方独立法人が行う事業(以下「県政等」という。)に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供および情報収集の充実)

第 31 条 実施機関は、県民が県政等の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政等に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(政策形成への県民の意見の反映)

第 32 条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第 33 条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するように努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第 34 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 34 条の 2 県の公の施設(地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行う指定管理者(同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下

同じ。)は、当該指定管理者の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものの公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 実施機関は、指定管理者において、適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(公文書の目録)

第35条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第36条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第37条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定(公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。)および付則第8項第2号の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第19条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 旧条例第13条第1項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第22条第3項の規定により審査会の委員に任命されたも

- のとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 8 次に掲げる公文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。
- (1) 平成11年10月1日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの
- (2) 付則第1項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関（公安委員会および警察本部長に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で、当該実施機関が保有しているもの
- （滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。
- 第1条第44号の5中「滋賀県公文書公開審査会」を「滋賀県情報公開審査会」に改める。
- （滋賀県個人情報保護条例の一部改正）
- 10 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第3号中「滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和62年滋賀県条例第37号）」を「滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。
- 第10条第1項中「または磁気テープ等」を削る。
- 第15条第2項を次のように改める。
- 2 個人情報の開示は、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあっては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 第15条第3項を削る。
- 第16条第2項中「ならびに前条第2項および第3項」を「および前条第2項」に改める。
- 第17条中「または第3項の」を「の規定により」に改める。
- （滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第2条第3号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成13年4月1日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成13年条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成 14 年条例第 45 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条および第 14 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

付 則(平成 15 年条例第 18 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 44 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成 16 年条例第 46 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 43 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 121 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 この条例の施行の際前項の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、病院事業管理者がした処分その他の行為または病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 18 年条例第 11 号)抄

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際第 6 条の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有する

ものまたはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為または県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

滋賀県の情報公開・個人情報保護
平成 17 年度運用状況報告書

発行 平成 18 年 12 月
滋賀県政策調整部広報課県民情報室
〒 520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1
TEL 077-528-3121・3122
FAX 077-528-4813
E-mail kenmin-j@pref.shiga.lg.jp